



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託／インデックス型（TOPIX 連動型）

**投資信託説明書
（目論見書）
2007年2月**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託／インデックス型(TOPIX 連動型)

**投資信託説明書
(交付目論見書)
2007年2月**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・T O P I Xオープン」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成19年2月20日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・T O P I Xオープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
5. 当ファンドは預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

金融商品取引法の施行について（お知らせ）

証券取引法等の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

【参 考】 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項	投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年 2月19日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・TOPIXオープン
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第1 ファンドの状況		4
1 ファンドの性格		4
2 投資方針		7
3 投資リスク		15
4 手数料等及び税金		17
5 運用状況		21
6 手続等の概要		25
7 管理及び運営の概要		27
第2 財務ハイライト情報		31
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		35
第4 ファンドの詳細情報の項目		36
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・TOPIXオープン

商 品 分 類	追加型株式投資信託／インデックス型（TOPIX連動型）
運用の基本方針	東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）
ファンドのリスク	ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則11月19日（休業日の場合は翌営業日）
分 配 方 針	原則として、決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
お 申 込 日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで）取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 一般コース : 1万口以上1万口単位
お申込手数料率	2.1%（税抜き2.0%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して5営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率0.63%（税抜き0.60%）※を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社



りそな・TOPIXオープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
東証株価指数(TOPIX)	TOPIX(Tokyo Stock Price Index の略)ともいい、東京証券取引所が算出、発表している株価指数です。東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の時価総額が、基準時の時価総額と比較してどのくらい増減したか、ということを通じて市場全体の株価の動きを表しています。算出方法は、基準時を昭和43年(1968年)1月4日(終値)に置き、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化しています。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

す。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 ④その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位※
一般コース	1万口以上 1万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他 ④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成19年2月20日から平成20年2月19日までとします※。

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他 ④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

※販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。なお、ファンドの受益権は平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法等

- 1) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

◇「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- 4) 原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの振替受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

東証株価指数（TOPIX）※と連動する投資成果を目標として運用を行います。

※東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で、東京証券取引所が発表しています。

具体的には昭和43年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

※TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※「りそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、「りそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

※「りそな・TOPIXオープン」は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

※株式会社東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者又は公衆に対し、「りそな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

※株式会社東京証券取引所は、当社又は「りそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

※以上に限らず、株式会社東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型（ＴＯＰＩＸ連動型）＊に属します。

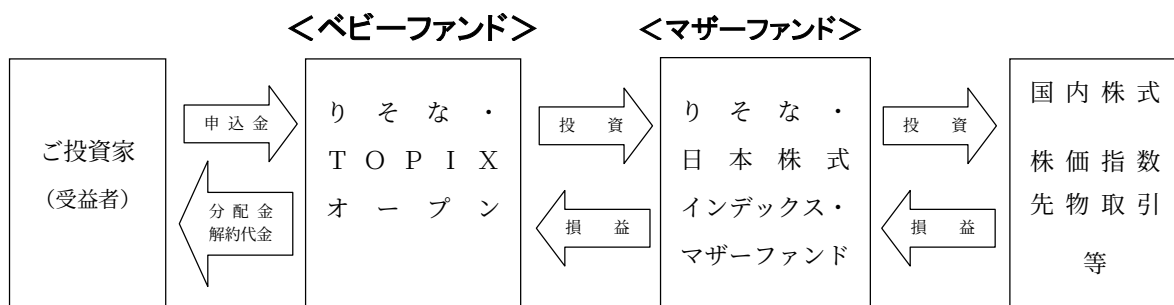
＊「インデックス型（ＴＯＰＩＸ連動型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上、株式への投資に制限を設けず、ＴＯＰＩＸ指数に連動する運用成果を目指すもの」として分類されるファンドです。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

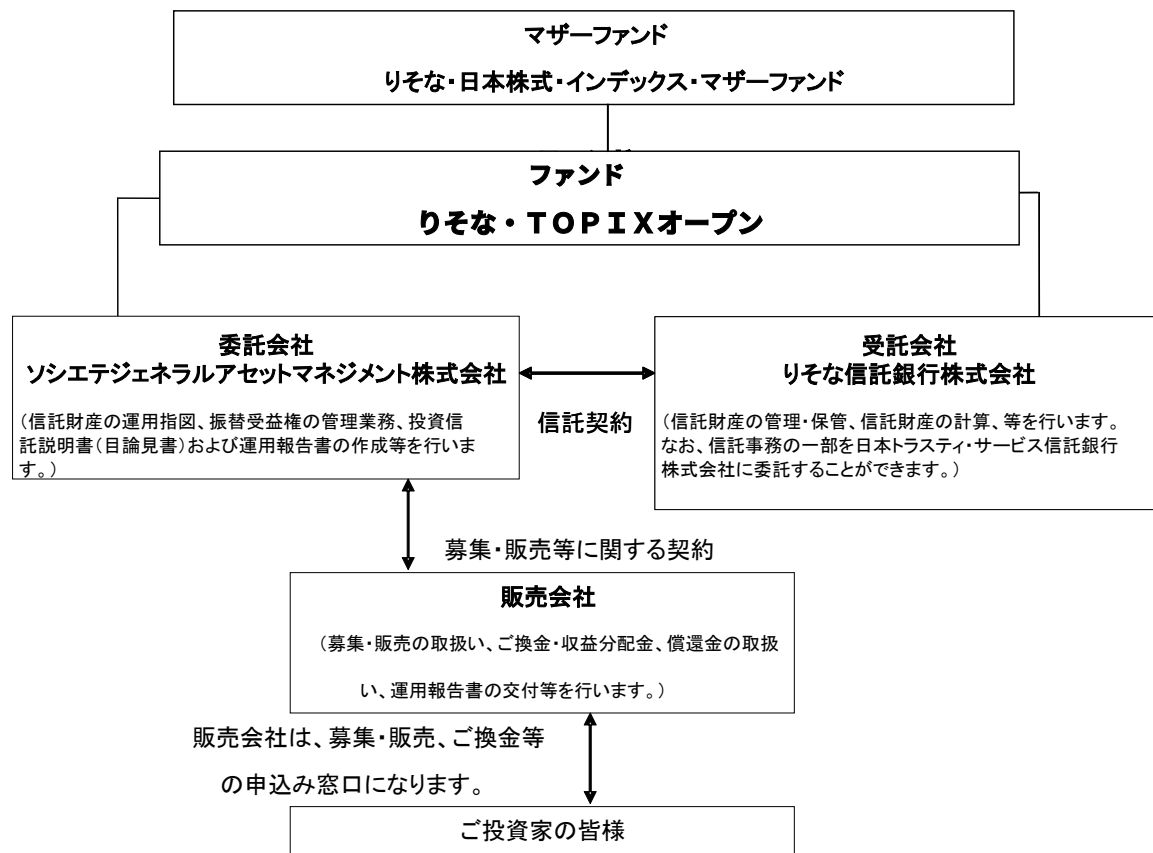
- 1) 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。
- 2) 当ファンドは、「マザーファンド方式」により運用を行います。「マザーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

① 委託会社及びファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

② 委託会社の概況

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年1月4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年4月1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年8月1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の 状 況	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント	SGAM
（本社・フランス パリ）	
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社	SGAM ジャパン
（本社・日本 東京）	

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 投資態度

1) 主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する*投資成果を目標として運用を行います。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

*TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数値が著しく乖離することがあります（詳しくは、「3 投資リスク (1) ファンドのリスク ① 主なリスク 5) 価格乖離リスク」をご参照ください。）。

2) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取

引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 3) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として 100%程度とします。
- 4) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 5) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。
- 6) 組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行わない場合があります。

③ 運用の形態

「マザーファンド方式」で運用を行います。当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

(2) 投資対象

① 主な投資対象

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 金銭債権
6. 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
7. 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
8. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利
9. 金銭を信託する信託（信託財産を主として前記 1. から 8. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）の受益権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
2. 為替手形

③ 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
10. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人に対する権利で前記10.の権利の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書ならびに9.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに9.の証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

④ 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

⑤ 前記③にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記④の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

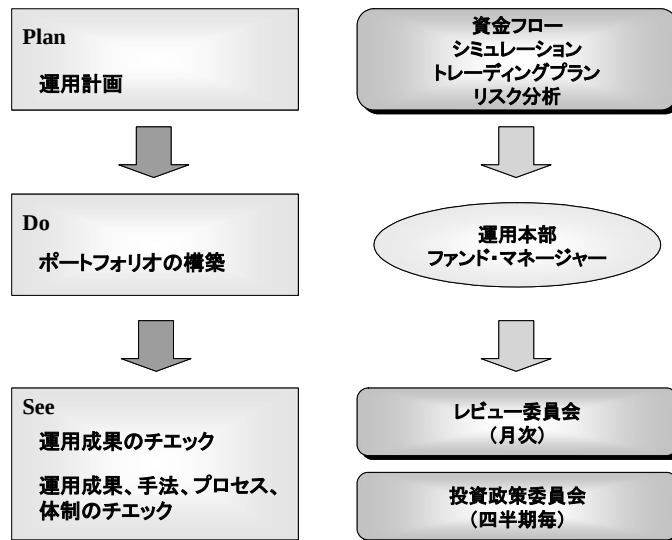
(3) 運用体制

① 投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

② 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



＊委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

・収益の分配

毎決算時（毎年１回、原則として１１月１９日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益※１および売買益※２（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

※１ 利子・配当収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産の監査費用、ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※２ 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

（注）ファンドの受益権は、平成１９年１月４日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権

については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限

1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 投資する株式等の範囲

1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとし、

(ホ) 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の

割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(チ) 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号に定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(リ) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所における、わが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

(ヌ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスク

を回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。

- 2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4)前記 3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

（ル）有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- 2)前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

（ヲ）資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者

への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）等により、次に掲げる取引は制限されます。

同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、全ての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（参考）「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

（1）運用方針

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

（2）投資態度

- ① 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

（3）主な投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

- ① 株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドへの投資には、マザーファンドの価格変動に伴うリスクがあります。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されているものではありません。また、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市

場に影響を及ぼす場合があります。

3)信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し（ゼロになる場合もあります。）、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

4)流動性リスク

短期間での大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

5)価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指して運用を行います。次の理由により基準価額が東証株価指数（TOPIX）と乖離する場合があります。

1. 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除、マザーファンドの信託財産留保額による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

② その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)解約の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

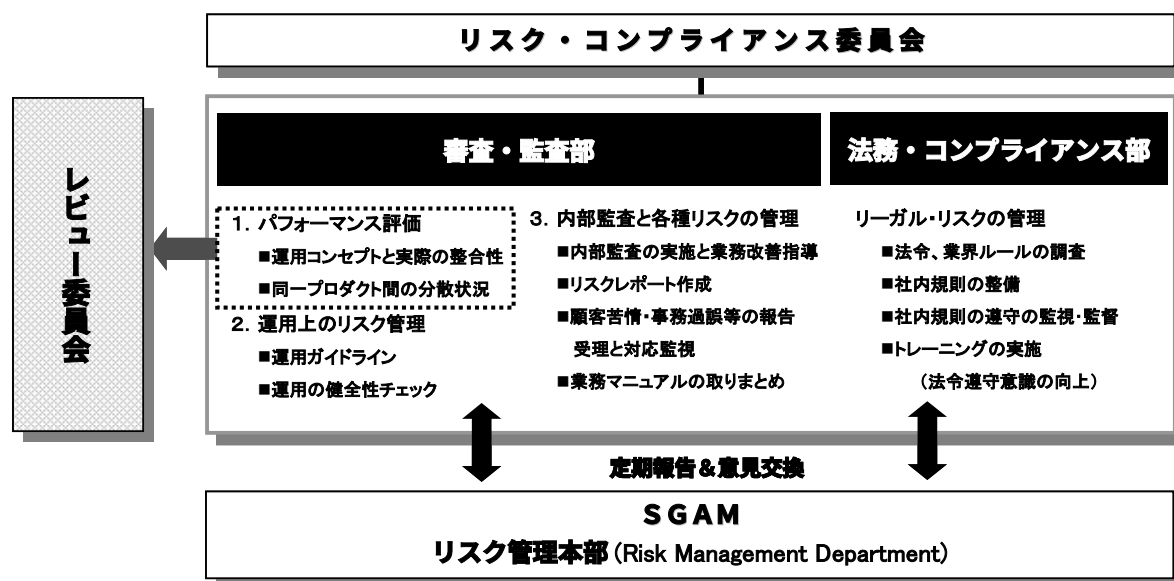
3)同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの影響

ファンドは、「マザーファンド方式」で運用を行うため、ファンドと同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの大口解約等により、マザーファンドに大量の売買が発生した場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



＊上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額とします。なお、本書作成日現在、その申込手数料率の上限は2.1%（税抜き2.0%）となっております。

※申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

・信託報酬等の額

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、フ

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.63%（税抜き 0.60%）を乗じた額とします。

（内訳は以下の通りとなります。）

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.21% （税抜き 0.20%）	年率 0.315% （税抜き 0.30%）	年率 0.105% （税抜き 0.10%）

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

① 信託事務等の諸費用

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払うことができます。

② その他の費用

1) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合等の費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

2) 信託財産において資金借入れを行った場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

① 個人の受益者に対する課税

（イ）個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の 10%（所得税 7% および 地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20%（所得税 15% および 地方税 5%）となります。

(ロ) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります(ただし、販売会社はその買い取った振替受益権を当日または翌日に償還または一部解約を行った場合など一定の要件を満たす場合に限られます。)※。買取差益は、譲渡所得として10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投資の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年1月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

※一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%)を差し引いた金額となります。

(ハ) 一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行うことにより3年の繰越控除が認められます。

(二) 平成16年10月1日以降、特定口座の対象に国内公募株式投資信託が加わりました。

② 法人の受益者に対する課税

(イ) 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%(所得税)の税率は、平成20年4月1日から15%(所得税)となります。

(ロ) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります(ただし、販売会社はその買い取った振替受益権を当日または翌日に償還または一部解約を行った場合など一定の要件を満たす場合に限られます。)※

※一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%)を差し引いた金額となります。

③ 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

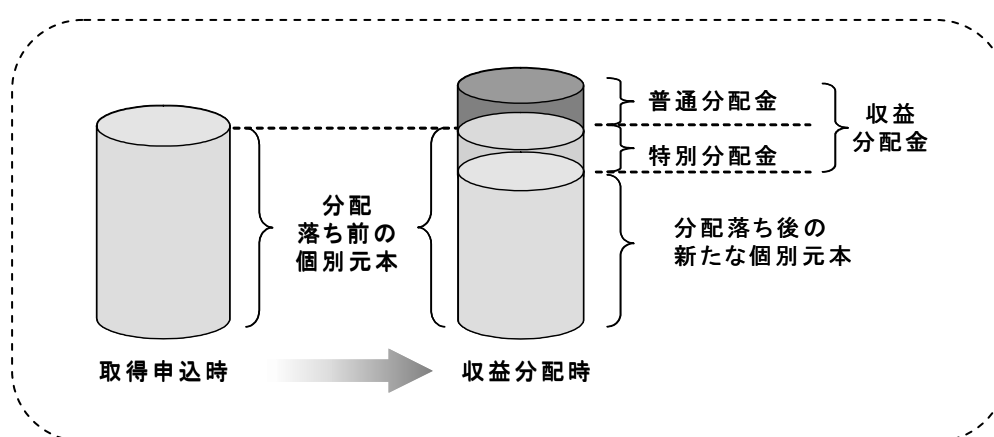
(二) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の新たな個別元本となります。



◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」のほか、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 18 年 12 月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券	日本	3,690,895,057	94.71
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	201,900,000	5.18
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	4,409,030	0.11
合計 (純資産総額)	—	3,897,204,087	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注) 株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

平成 18 年 12 月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	17,369,362,360	98.07
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	336,500,000	1.90
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	5,443,672	0.03
合計 (純資産総額)	—	17,711,306,032	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注) 株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成18年12月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本株式インデックス・マザーファンド	2,459,612,860	1.3687	3,366,472,122	1.5006	3,690,895,057	94.71

*全 1 銘柄

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

*投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成 18 年 12 月末日現在

種別	取引所	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (TOPIX 先物 (買建))	東京証券取引所	12	192,732,600	201,900,000	5.18
合計		12	192,732,600	201,900,000	5.18

*投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

*株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 18 年 12 月末日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	109,800	6,343.40	696,506,158	7,960.00	874,008,000	4.93
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	434	1,564,651.23	679,058,637	1,470,000.00	637,980,000	3.60
3	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	511	922,011.00	471,147,624	850,000.00	434,350,000	2.45
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	332	1,231,719.06	408,930,728	1,220,000.00	405,040,000	2.29
5	日本	株式	キャノン	電気機器	54,000	5,694.46	307,501,372	6,700.00	361,800,000	2.04
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	65,000	3,837.29	249,423,924	4,700.00	305,500,000	1.72
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	33,700	7,353.13	247,800,627	8,170.00	275,329,000	1.55
8	日本	株式	ソニー	電気機器	45,600	4,956.21	226,003,519	5,100.00	232,560,000	1.31
9	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	369	569,008.24	209,964,041	586,000.00	216,234,000	1.22
10	日本	株式	松下電器産業	電気機器	86,000	2,418.29	207,973,114	2,375.00	204,250,000	1.15
11	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	51,400	3,198.40	164,397,928	3,850.00	197,890,000	1.12
12	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	79,600	2,172.21	172,908,546	2,245.00	178,702,000	1.01
13	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	241,000	458.47	110,492,125	684.00	164,844,000	0.93
14	日本	株式	三菱地所	不動産業	52,000	2,468.56	128,365,559	3,080.00	160,160,000	0.90
15	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	829	178,790.96	148,217,710	188,000.00	155,852,000	0.88
16	日本	株式	ミレアホールディングス	保険業	36,200	4,217.53	152,674,944	4,200.00	152,040,000	0.86
17	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	22,200	4,763.58	105,751,615	6,130.00	136,086,000	0.77
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	59,800	2,313.06	138,321,459	2,240.00	133,952,000	0.76
19	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	91,500	1,338.71	122,492,610	1,433.00	131,119,500	0.74
20	日本	株式	任天堂	その他製品	4,200	21,615.24	90,784,032	30,900.00	129,780,000	0.73
21	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	34,200	3,925.20	134,241,923	3,700.00	126,540,000	0.71
22	日本	株式	オリックス	その他金融業	3,660	30,983.91	113,401,123	34,450.00	126,087,000	0.71
23	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	22,800	4,591.43	104,684,773	5,410.00	123,348,000	0.70
24	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	201	449,652.12	90,380,078	575,000.00	115,575,000	0.65
25	日本	株式	信越化学工業	化学	14,100	6,718.73	94,734,214	7,970.00	112,377,000	0.63
26	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	141	824,733.56	116,287,433	795,000.00	112,095,000	0.63
27	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	34,000	2,713.17	92,248,065	3,210.00	109,140,000	0.62
28	日本	株式	KDDI	情報・通信業	134	737,653.69	98,845,595	807,000.00	108,138,000	0.61
29	日本	株式	三井物産	卸売業	60,000	1,615.68	96,941,321	1,780.00	106,800,000	0.60
30	日本	株式	第一三共	医薬品	27,800	3,114.63	86,586,729	3,720.00	103,416,000	0.58

*上位 30 銘柄

*投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 18 年 12 月末日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	13.77
		銀行業	12.78
		輸送用機器	10.27
		化学	5.14
		情報・通信業	4.95
		医薬品	4.45
		電気・ガス業	4.42
		機械	4.03
		卸売業	3.75
		小売業	3.39
		鉄鋼	3.02
		陸運業	2.92
		不動産業	2.78
		食料品	2.71
		保険業	2.42
		証券、商品先物取引業	2.10
		建設業	1.88
		その他製品	1.78
		その他金融業	1.74
		サービス業	1.33
		精密機器	1.31
		非鉄金属	1.22
		ガラス・土石製品	1.09
		繊維製品	1.05
		石油・石炭製品	0.71
		海運業	0.63
		金属製品	0.60
		ゴム製品	0.58
		空運業	0.33
		パルプ・紙	0.33
		鋁業	0.26
		倉庫・運輸関連業	0.23
		水産・農林業	0.10
合計			93.77

*投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成 18 年 12 月末日現在

種別	取引所	数量（枚）	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引 （TOPIX 先物（買建））	東京証券取引所	20	336,500,000	336,500,000	1.90
合計		20	336,500,000	336,500,000	1.90

＊投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

＊株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 18 年 12 月末日現在、同日前 1 年以内における各月末および各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成17年11月21日)	1,521	1,521	13,850	13,850
第2期計算期間末 (平成18年11月20日)	3,806	3,806	13,921	13,921
平成17年12月末日	2,131	—	14,917	—
平成18年1月末日	2,426	—	15,464	—
2月末日	2,528	—	14,997	—
3月末日	3,550	—	15,680	—
4月末日	3,774	—	15,574	—
5月末日	3,565	—	14,333	—
6月末日	3,665	—	14,395	—
7月末日	3,993	—	14,244	—
8月末日	3,940	—	14,801	—
9月末日	4,106	—	14,644	—
10月末日	4,002	—	14,685	—
11月末日	4,173	—	14,550	—
12月末日	3,897	—	15,255	—

② 分配の推移

計算期間	1 万口当り分配金（円）
第1期計算期間（H16.11.19～H17.11.21）	0
第2期計算期間（H17.11.22～H18.11.20）	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（H16.11.19～H17.11.21）	38.5
第2期計算期間（H17.11.22～H18.11.20）	0.5

(注) 収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第 1 期の場合は当該計算期間の期首の基準価額（1 万口当たり 10,000 円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ① 取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
- ② お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ③ 収益分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位※
一般コース	1 万口以上 1 万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

なお、投資信託定額購入プランを申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって取得の申込みを行います。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- ④ 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた取得申込総金額となります。
- ⑤ 前記②にかかわらず、委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。
- ⑥ 前記④にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、販売会社は、当該取得申込総金額と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

- ① 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、下記の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関

する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- ② 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本^{※1}を上回った場合その超過額の 10%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 20%。）を差し引いた金額^{※2}となり、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

※ 1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

※ 2 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。）を差し引いた金額となります。

- ③ 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。
- ④ 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記②の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

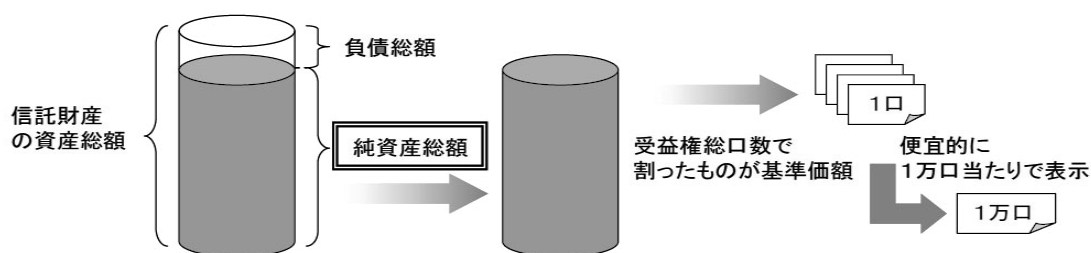
「基準価額」とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した受益権 1 口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「TOPX」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は 1 万口当たりで表示されたものが

発表されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金※は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等※に応じて計算されるものとします。

※「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(4) 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(3) 計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。
- 2) 計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異

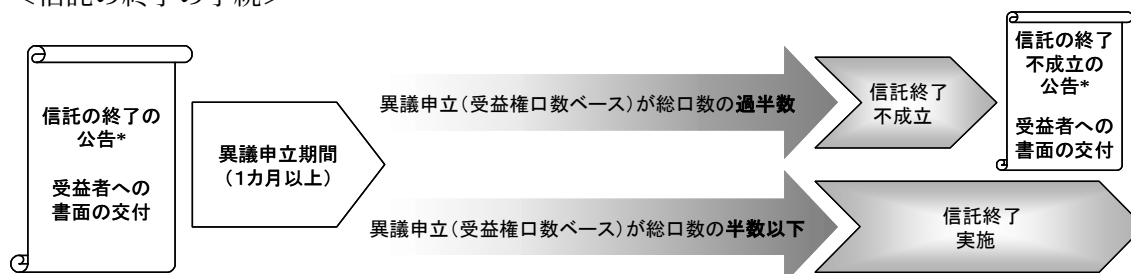
議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可※の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

※金融商品取引法が施行された場合には、「認可」を「登録」と読み替えます。

9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手続>



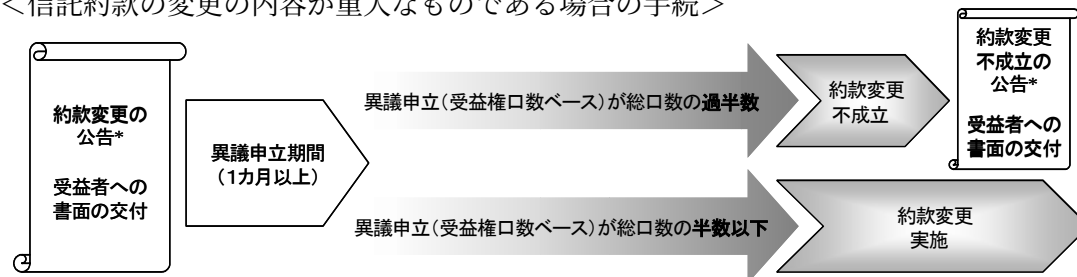
* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～ 5. までの規定にしたがいます。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了後および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後 3 ヶ月以内および半期報告書を計算期間の最初の 6 ヶ月経過後 3 ヶ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成16年11月19日から平成17年11月21日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成17年11月22日から平成18年11月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間(平成16年11月19日から平成17年11月21日まで)及び第2期計算期間(平成17年11月22日から平成18年11月20日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

1 財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第1期 (平成17年11月21日現在)	第2期 (平成18年11月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		227,624,380	243,386,547
親投資信託受益証券		1,311,741,467	3,573,598,601
派生商品評価勘定		13,517,400	—
未収入金		7,300,000	—
未収利息		6	1,000
差入委託証拠金		△10,230,000	19,425,000
流動資産合計		1,549,953,253	3,836,411,148
資産合計		1,549,953,253	3,836,411,148
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		66,050	17,715,750
未払解約金		25,531,374	—
未払受託者報酬		480,895	2,034,627
未払委託者報酬		2,404,413	10,173,057
その他未払費用		23,984	101,667
流動負債合計		28,506,716	30,025,101
負債合計		28,506,716	30,025,101
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		1,098,539,546	2,734,191,970
剰余金			
期末剰余金		422,906,991	1,072,194,077
(分配準備積立金)		(204,508,255)	(123,803,771)
純資産合計		1,521,446,537	3,806,386,047
負債・純資産合計		1,549,953,253	3,836,411,148

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		166	117,916
有価証券売買等損益		266,019,467	△116,242,866
派生商品取引等損益		13,451,350	1,926,900
営業収益合計		279,470,983	△114,198,050
営業費用			
受託者報酬		679,115	3,406,991
委託者報酬		3,395,469	17,034,798
その他費用		33,837	170,224
営業費用合計		4,108,421	20,612,013
営業利益金額又は営業損失金額（△）		275,362,562	△134,810,063
経常利益金額又は経常損失金額（△）		275,362,562	△134,810,063
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		275,362,562	△134,810,063
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		70,854,307	66,128,470
期首剰余金		—	422,906,991
剰余金増加額		279,805,901	1,349,432,583
当期追加信託に伴う剰余金増加額		279,805,901	1,349,432,583
剰余金減少額		61,407,165	499,206,964
当期一部解約に伴う剰余金減少額		61,407,165	499,206,964
分配金		—	—
期末剰余金		422,906,991	1,072,194,077

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)先物取引 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年11月19日から平成17年11月21日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者名簿の閉鎖の時期

作成いたしません。

2 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

4 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

（参考）金融商品取引法等の施行に伴う信託約款について
金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください。（下線部は変更部分を示します。）

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

りそな・TOPIXオープン 約款

【運用の基本方針】

第 17 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

1. 主として、りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
2. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
4. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

【運用制限】

- (1) 株式の実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資は行いません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち

会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

(7) 有価証券先物取引等は、第 22 条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、第 23 条の範囲で行います。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 11 月 19 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

りそな・TOPIXオープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 3 条 委託者は、金 52,143,988 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項または第 48 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については 52,143,988 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 項に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第 12 条 委託者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対して 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社また

は登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託

者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 金銭債権
 - ヘ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 - ト. 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
 - チ. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利
 - リ. 金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）の受益権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ. 為替手形

【運用の指図範囲】

- 第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるりそな・日本株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。
- 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
 - 7. コマーシャル・ペーパー
 - 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 10. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
 - 11. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有

するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似

の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する

資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 27 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 28 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 30 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、

新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年11月19日から平成17年11月21日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次

の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第42条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第42条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が生じることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第44条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らない

ものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものと、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第44条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第39条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年11月19日

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社





SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託／インデックス型（TOPIX 連動型）

**投資信託説明書
（請求目論見書）
2007年2月**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・T O P I Xオープン」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成19年2月20日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・T O P I Xオープン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

金融商品取引法の施行について（お知らせ）

証券取引法等の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

【参 考】 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項	投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項

第1 ファンドの沿革

平成 16 年 11 月 19 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) 収益分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位※
一般コース	1 万口以上 1 万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プランを申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって取得の申込みを行います。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- (3) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた取得申込総金額となります。
- (4) 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。
- (5) 別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、下記の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

- (2) 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

- (3) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の営業日の基準価額とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本^{※1}を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額^{※2}となり、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

※1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

※2 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の7%。なお、2008年4月1日からは15%。）を差し引いた金額となります。

- (5) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。
- (6) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (8) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- 平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

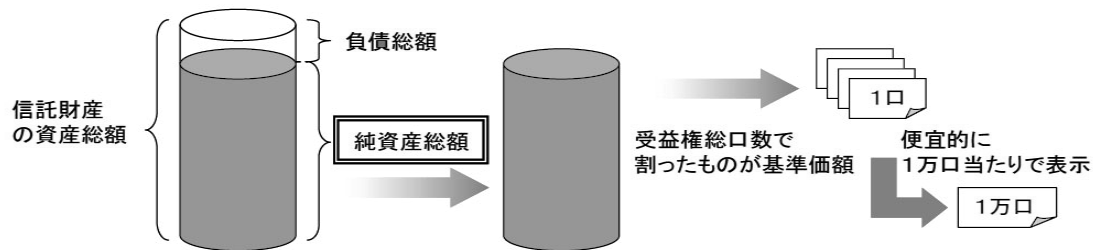
① 基準価額の計算方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて[TOPX]の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金※は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等※に応じて計算されるものとします。

※「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 ①信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

- ① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。
- ② 計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を

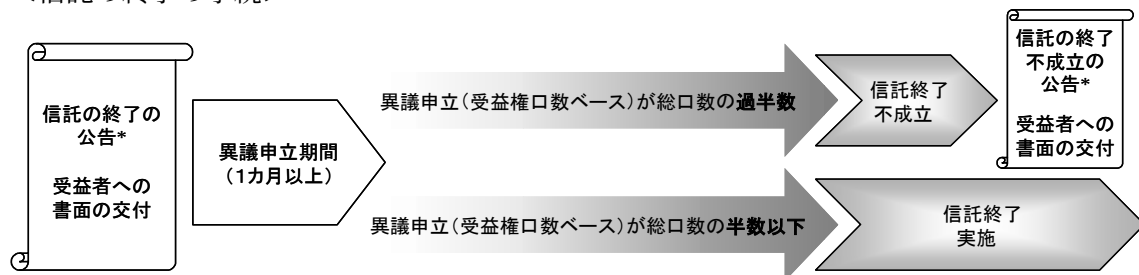
下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可※の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

※金融商品取引法は施行された場合には、「認可」を「登録」と読み替えます。

9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

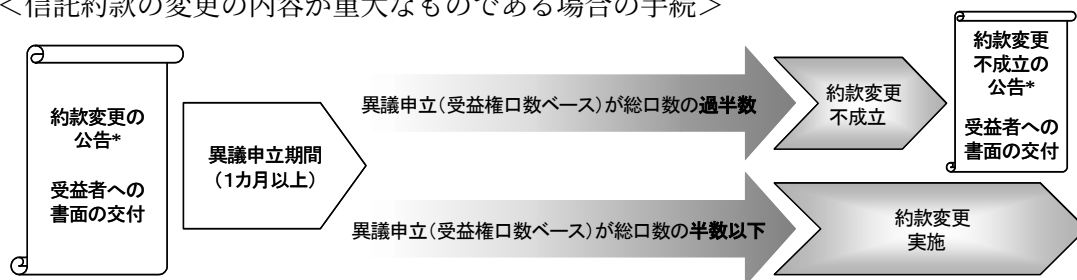
② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと

きは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～ 5. までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「①信託の終了 3.」または「②信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

⑦ ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

⑧ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

⑨ 再投資の指図

委託会社は、前記⑧の規定によるマザーファンドの一部解約金、有価証券の売却代金、マザーファンドの収益分配金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩ 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記1.および2.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑪ 受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」とい

います。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

2. 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
3. 委託者は、信託約款の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
4. 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2項に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

⑫ 受益権の設定に係る受託者の通知

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑬ 受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

⑭ 受益権の譲渡に係る記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権

が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
3. 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

⑮ 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑯ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑰ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑱ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑲ 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

⑳ 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することがで

きます。

2 受益者の権利等

- ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ②受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- ③収益分配金に対する請求権
 - 1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。
 - 3)前記 2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとしします。当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
 - 4)前記 3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
 - 5)前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ④償還金に対する請求権
 - 1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2)償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得

申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

3)償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成16年11月19日から平成17年11月21日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成17年11月22日から平成18年11月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成16年11月19日から平成17年11月21日まで）及び第2期計算期間（平成17年11月22日から平成18年11月20日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

独立監査人の監査報告書

平成18年1月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成16年11月19日から平成17年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成17年11月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年1月19日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守理智 

代表社員 公認会計士
業務執行社員

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成17年11月22日から平成18年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成18年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・TOPIXオープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第1期 (平成17年11月21日現在)	第2期 (平成18年11月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		227,624,380	243,386,547
親投資信託受益証券		1,311,741,467	3,573,598,601
派生商品評価勘定		13,517,400	—
未収入金		7,300,000	—
未収利息		6	1,000
差入委託証拠金		△10,230,000	19,425,000
流動資産合計		1,549,953,253	3,836,411,148
資産合計		1,549,953,253	3,836,411,148
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		66,050	17,715,750
未払解約金		25,531,374	—
未払受託者報酬		480,895	2,034,627
未払委託者報酬		2,404,413	10,173,057
その他未払費用		23,984	101,667
流動負債合計		28,506,716	30,025,101
負債合計		28,506,716	30,025,101
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		1,098,539,546	2,734,191,970
剰余金			
期末剰余金		422,906,991	1,072,194,077
(分配準備積立金)		(204,508,255)	(123,803,771)
純資産合計		1,521,446,537	3,806,386,047
負債・純資産合計		1,549,953,253	3,836,411,148

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		166	117,916
有価証券売買等損益		266,019,467	△116,242,866
派生商品取引等損益		13,451,350	1,926,900
営業収益合計		279,470,983	△114,198,050
営業費用			
受託者報酬		679,115	3,406,991
委託者報酬		3,395,469	17,034,798
その他費用		33,837	170,224
営業費用合計		4,108,421	20,612,013
営業利益金額又は営業損失金額（△）		275,362,562	△134,810,063
経常利益金額又は経常損失金額（△）		275,362,562	△134,810,063
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		275,362,562	△134,810,063
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		70,854,307	66,128,470
期首剰余金		—	422,906,991
剰余金増加額		279,805,901	1,349,432,583
当期追加信託に伴う剰余金増加額		279,805,901	1,349,432,583
剰余金減少額		61,407,165	499,206,964
当期一部解約に伴う剰余金減少額		61,407,165	499,206,964
分配金		—	—
期末剰余金		422,906,991	1,072,194,077

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)先物取引 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成16年11月19日から平成17年11月21日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年11月22日から平成18年11月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成17年11月21日現在)	第2期 (平成18年11月20日現在)
	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,734,191,970口
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.3850円	1口当たり純資産額 1.3921円
(10,000口当たり純資産額 13,850円)	(10,000口当たり純資産額 13,921円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1. 受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 679,115円	1. 受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 3,406,991円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日)

該当事項はありません。

第2期 (自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
期首元本額 52,143,988 円	期首元本額 1,098,539,546 円
期中追加設定元本額 1,944,512,100 円	期中追加設定元本額 2,768,758,544 円
期中一部解約元本額 898,116,542 円	期中一部解約元本額 1,133,106,120 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日		第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価 差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価 差額 (円)
親投資信託受益証券	1,311,741,467	225,823,463	3,573,598,601	△138,068,543
合計	1,311,741,467	225,823,463	3,573,598,601	△138,068,543

3. デリバティブ取引関係

1 取引の状況に関する事項

	第1期 自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日	第2期 自 平成17年11月22日 至 平成18年11月20日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であります。	同左
2.取引に対する取組と利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行なわれております。	同左
3.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は価格変動リスクを有しております。 当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手方としてデリバティブ取引を行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと行っています。 また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているかを運用部門から独立した運用審査室がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。	同左

2 取引の時価等に関する事項

株式関連

区 分	種 類	第1期 (平成17年11月21日現在)			
		契 約 額 等 (円)	う ち 1 年 超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市 場 取 引	株価指数先物取引 買 建	185,890,000	-	199,355,000	13,451,350
合 計		185,890,000	-	199,355,000	13,451,350

区 分	種 類	第2期 (平成18年11月20日現在)			
		契 約 額 等 (円)	う ち 1 年 超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市 場 取 引	株価指数先物取引 買 建	246,900,000	-	229,200,000	△17,715,750
合 計		246,900,000	-	229,200,000	△17,715,750

(注) 時価の算定方法

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成18年11月20日現在)

種類	銘柄	口 数 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・日本株式インデックス・マザーファンド	2,611,134,445	3,573,598,601	
小 計	銘柄数：1		3,573,598,601	
	組入時価比率：93.9%		100%	
合 計			3,573,598,601	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

参考

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成18年11月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		294,018,970
株式		14,222,244,000
未収配当金		48,272,919
未収利息		1,208
差入委託証拠金		12,380,000
流動資産合計		14,576,917,097
資産合計		14,576,917,097
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		11,813,100
未払金		217,748
未払解約金		630,000
流動負債合計		12,660,848
負債合計		12,660,848
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		10,641,743,100
剰余金		
剰余金		3,922,513,149
純資産合計		14,564,256,249
負債・純資産合計		14,576,917,097

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成 17 年 11 月 22 日 至 平成 18 年 11 月 20 日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(2)先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。
3.その他	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成18年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は平成17年5月20日から平成18年5月19日までとなっております。

(その他の注記)

(平成18年11月20日現在)	
1. 期首	平成17年11月22日
期首元本額	2,301,436,242円
期首より平成18年11月20日までの期中追加設定元本額	9,989,861,558円
期首より平成18年11月20日までの期中一部解約元本額	1,649,554,700円
期末元本額	10,641,743,100円
期末元本額の内訳※	
りそな・TOPIXオープン	2,611,134,445円
りそな・TOPIXインデックス・オープン	370,685,371円
りそな・日本株式インデックス・ファンド	79,565,478円
SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	828,466,349円
SG 日本株式インデックスVAT (適格機関投資家限定)	6,667,162,318円
SG 日本株式インデックスVAI (適格機関投資家専用)	84,729,139円
2. 担保に供されている資産	
先物取引証拠金の代用として差し入れている資産は次の通りであります。	
株式	221,145,000円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3686円
(10,000口当たり純資産額)	13,686円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成18年11月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	4,000	234.00	936,000	
	ニチロ	6,000	171.00	1,026,000	
	日本水産	10,400	616.00	6,406,400	
	マルハグループ本社	9,000	209.00	1,881,000	
	サカタのタネ	2,000	1,424.00	2,848,000	
	ホクト	1,200	1,886.00	2,263,200	
	住友石炭鉱業	7,500	127.00	952,500	
	日鉄鉱業	2,000	879.00	1,758,000	
	三井松島産業	3,000	132.00	396,000	
	国際石油開発帝石ホールディングス	33	902,000.00	29,766,000	
	関東天然瓦斯開発	1,000	739.00	739,000	
	石油資源開発	900	6,360.00	5,724,000	
	間組	3,800	160.00	608,000	
	東急建設	2,690	909.00	2,445,210	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	コムシスホールディングス	4,000	1,081.00	4,324,000	
	ミサワホームホールディングス	800	3,060.00	2,448,000	
	高松建設	700	1,971.00	1,379,700	
	東建コーポレーション	300	8,050.00	2,415,000	
	大成建設	38,000	349.00	13,262,000	
	大林組	23,000	701.00	16,123,000	
	清水建設	25,000	571.00	14,275,000	
	飛鳥建設	11,500	76.00	874,000	
	長谷工コーポレーション	23,500	378.00	8,883,000	
	松井建設	1,000	407.00	407,000	
	鹿島建設	31,000	505.00	15,655,000	
	不動テトラ	8,000	81.00	648,000	
	大末建設	4,000	100.00	400,000	
	鉄建建設	5,000	145.00	725,000	
	安藤建設	3,000	196.00	588,000	
	太平工業	1,000	412.00	412,000	
	西松建設	9,000	371.00	3,339,000	
	三井住友建設	3,000	316.00	948,000	
	大豊建設	2,000	234.00	468,000	
	前田建設工業	4,000	397.00	1,588,000	
	佐田建設	4,000	100.00	400,000	
	奥村組	7,000	545.00	3,815,000	
	東鉄工業	1,000	629.00	629,000	
	真柄建設	1,000	191.00	191,000	
	浅沼組	3,000	171.00	513,000	
	戸田建設	8,000	483.00	3,864,000	
	熊谷組	4,000	248.00	992,000	
	青木あすなろ建設	500	653.00	326,500	
	北野建設	2,000	256.00	512,000	
	三井ホーム	1,000	782.00	782,000	
	矢作建設工業	1,000	432.00	432,000	
	大東建託	3,500	5,480.00	19,180,000	
	新日本建設	1,600	530.00	848,000	
	NIPPONコーポレーション	1,000	773.00	773,000	
	東亜道路工業	1,000	228.00	228,000	
	前田道路	2,000	785.00	1,570,000	
	日本道路	3,000	210.00	630,000	
	東亜建設工業	9,000	112.00	1,008,000	
	若築建設	5,000	106.00	530,000	
	東洋建設	13,000	74.00	962,000	
	五洋建設	19,000	112.00	2,128,000	
	大成ロテック	1,000	207.00	207,000	
	福田組	1,000	433.00	433,000	
	住友林業	5,000	1,218.00	6,090,000	
	日本基礎技術	2,100	373.00	783,300	
	日成ビルド工業	2,000	146.00	292,000	
	エス・バイ・エル	6,000	98.00	588,000	
	巴コーポレーション	1,900	396.00	752,400	
	パナホーム	2,000	788.00	1,576,000	
	大和ハウス工業	19,000	1,914.00	36,366,000	
	ライト工業	3,600	336.00	1,209,600	
	積水ハウス	21,000	1,638.00	34,398,000	
	ユアテック	1,000	479.00	479,000	
	中電工	1,400	1,603.00	2,244,200	
	関電工	3,000	588.00	1,764,000	
	大明	1,000	987.00	987,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	きんでん	5,000	851.00	4,255,000	
	東京エネシス	1,000	801.00	801,000	
	トーエネック	1,000	404.00	404,000	
	日本電設工業	1,000	665.00	665,000	
	協和エクシオ	2,000	948.00	1,896,000	
	新日本空調	1,400	805.00	1,127,000	
	東電通	1,000	330.00	330,000	
	日本電話施設	1,000	374.00	374,000	
	九電工	1,000	555.00	555,000	
	三機工業	2,000	677.00	1,354,000	
	日揮	7,000	1,702.00	11,914,000	
	中外炉工業	3,000	365.00	1,095,000	
	太平電業	1,000	650.00	650,000	
	高砂熱学工業	2,000	999.00	1,998,000	
	日立プラントテクノロジー	2,000	555.00	1,110,000	
	N E C ネットズエスアイ	900	1,198.00	1,078,200	
	朝日工業社	1,000	348.00	348,000	
	大気社	1,200	1,662.00	1,994,400	
	ダイダン	1,000	591.00	591,000	
	日比谷総合設備	1,000	862.00	862,000	
	東芝プラントシステム	1,000	661.00	661,000	
	ショーボンド建設	800	1,036.00	828,800	
	東洋エンジニアリング	4,000	418.00	1,672,000	
	千代田化工建設	6,000	1,990.00	11,940,000	
	日本製粉	5,000	439.00	2,195,000	
	日清製粉グループ本社	7,500	1,153.00	8,647,500	
	昭和産業	4,000	277.00	1,108,000	
	鳥越製粉	1,700	865.00	1,470,500	
	日本農産工業	3,000	284.00	852,000	
	協同飼料	4,000	148.00	592,000	
	日本配合飼料	3,000	158.00	474,000	
	ユニ・チャーム ペットケア	200	4,220.00	844,000	
	日本甜菜製糖	4,000	312.00	1,248,000	
	三井製糖	3,000	360.00	1,080,000	
	森永製菓	9,000	269.00	2,421,000	
	明治製菓	12,000	533.00	6,396,000	
	中村屋	2,000	532.00	1,064,000	
	江崎グリコ	4,000	1,149.00	4,596,000	
	名糖産業	400	2,185.00	874,000	
	不二家	5,000	220.00	1,100,000	
	山崎製パン	7,000	1,166.00	8,162,000	
	モロゾフ	1,000	334.00	334,000	
	明治乳業	10,000	828.00	8,280,000	
	雪印乳業	7,000	383.00	2,681,000	
	森永乳業	7,000	428.00	2,996,000	
	ヤクルト本社	4,400	3,040.00	13,376,000	
	プリマハム	6,000	124.00	744,000	
	日本ハム	6,000	1,229.00	7,374,000	
	伊藤ハム	5,000	488.00	2,440,000	
	林兼産業	3,000	126.00	378,000	
	丸大食品	3,000	324.00	972,000	
	米久	500	1,114.00	557,000	
	S Foods	500	981.00	490,500	
	サッポロホールディングス	10,000	601.00	6,010,000	
	アサヒビール	16,100	1,615.00	26,001,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	麒麟麦酒	36,000	1,590.00	57,240,000	
	宝ホールディングス	7,000	707.00	4,949,000	
	オエノンホールディングス	2,000	334.00	668,000	
	メルシャン	3,000	359.00	1,077,000	
	三国コカ・コーラボトリング	1,900	1,114.00	2,116,600	
	四国コカ・コーラボトリング	1,000	1,325.00	1,325,000	
	コカ・コーラウエストホールディングス	2,600	2,320.00	6,032,000	
	コカ・コーラ セントラル ジャパン	2	884,000.00	1,768,000	
	ダイドードリンコ	300	4,710.00	1,413,000	
	カルピス	1,000	848.00	848,000	
	伊藤園	2,200	3,470.00	7,634,000	
	キーコーヒー	900	1,654.00	1,488,600	
	ユニカフェ	600	1,550.00	930,000	
	アサヒ飲料	1,000	1,576.00	1,576,000	
	日清オイリオグループ	3,000	660.00	1,980,000	
	不二製油	3,500	948.00	3,318,000	
	J-オイルミルズ	3,000	382.00	1,146,000	
	キッコーマン	6,000	1,336.00	8,016,000	
	味の素	21,000	1,384.00	29,064,000	
	キューピー	5,000	1,018.00	5,090,000	
	ハウス食品	3,400	1,885.00	6,409,000	
	カゴメ	3,500	1,566.00	5,481,000	
	焼津水産化学工業	700	1,170.00	819,000	
	アリアケジャパン	500	2,400.00	1,200,000	
	ニチレイ	9,000	636.00	5,724,000	
	加ト吉	4,700	895.00	4,206,500	
	東洋水産	4,000	1,703.00	6,812,000	
	日清食品	3,400	3,710.00	12,614,000	
	ロック・フィールド	500	2,025.00	1,012,500	
	日本たばこ産業	182	521,000.00	94,822,000	
	わらべや日洋	600	1,599.00	959,400	
	なとり	1,100	909.00	999,900	
	紀文フードケミファ	500	1,022.00	511,000	
	ミヨシ油脂	2,000	210.00	420,000	
	片倉工業	900	1,640.00	1,476,000	
	グンゼ	6,000	548.00	3,288,000	
	川島織物セルコン	3,000	173.00	519,000	
	東洋紡績	24,000	307.00	7,368,000	
	ユニチカ	18,000	142.00	2,556,000	
	富士紡ホールディングス	2,000	232.00	464,000	
	日清紡績	6,000	1,107.00	6,642,000	
	倉敷紡績	8,000	255.00	2,040,000	
	大和紡績	5,000	377.00	1,885,000	
	シキボウ	4,000	175.00	700,000	
	日本毛織	2,000	886.00	1,772,000	
	トーア紡コーポレーション	3,000	112.00	336,000	
	ダイドーリミテッド	1,100	1,377.00	1,514,700	
	帝人	29,000	678.00	19,662,000	
	東レ	44,000	811.00	35,684,000	
	三菱レイヨン	19,000	772.00	14,668,000	
	クラレ	13,000	1,265.00	16,445,000	
	サカイオーベックス	2,000	171.00	342,000	
	住江織物	2,000	305.00	610,000	
	日本フエルト	1,000	767.00	767,000	
	日本バイリーン	1,000	657.00	657,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	エコナック	1,000	206.00	206,000	
	芦森工業	2,000	226.00	452,000	
	アツギ	8,000	156.00	1,248,000	
	ダイニック	1,000	273.00	273,000	
	セーレン	1,800	1,266.00	2,278,800	
	小松精練	1,000	578.00	578,000	
	ワコールホールディングス	5,000	1,428.00	7,140,000	
	ホギメディカル	400	4,430.00	1,772,000	
	サンエー・インターナショナル	200	3,170.00	634,000	
	レナウン	1,400	1,144.00	1,601,600	
	三陽商会	3,000	778.00	2,334,000	
	ナイガイ	3,000	118.00	354,000	
	オンワード樫山	5,000	1,432.00	7,160,000	
	ルック	1,000	273.00	273,000	
	ゴールドウイン	1,000	258.00	258,000	
	東京スタイル	2,000	1,166.00	2,332,000	
	デサント	2,000	527.00	1,054,000	
	東海パルプ	2,000	326.00	652,000	
	王子製紙	31,000	610.00	18,910,000	
	三菱製紙	11,000	193.00	2,123,000	
	北越製紙	4,000	638.00	2,552,000	
	中越パルプ工業	4,000	227.00	908,000	
	巴川製紙所	1,000	383.00	383,000	
	大王製紙	3,000	920.00	2,760,000	
	特種製紙	1,000	556.00	556,000	
	紀州製紙	3,000	164.00	492,000	
	日本製紙グループ本社	32	414,000.00	13,248,000	
	レンゴー	6,000	682.00	4,092,000	
	トーモク	4,000	236.00	944,000	
	ザ・バック	500	2,000.00	1,000,000	
	旭化成	45,000	729.00	32,805,000	
	共和レザー	1,200	584.00	700,800	
	昭和電工	34,000	434.00	14,756,000	
	住友化学	52,000	753.00	39,156,000	
	日本化成	1,000	191.00	191,000	
	住友精化	1,000	620.00	620,000	
	日産化学工業	6,000	1,328.00	7,968,000	
	ラサ工業	2,000	439.00	878,000	
	クレハ	4,000	524.00	2,096,000	
	テイカ	1,000	293.00	293,000	
	石原産業	14,000	137.00	1,918,000	
	日本曹達	4,000	477.00	1,908,000	
	東ソー	17,000	443.00	7,531,000	
	トクヤマ	9,000	1,397.00	12,573,000	
	セントラル硝子	7,000	639.00	4,473,000	
	東亜合成	8,000	418.00	3,344,000	
	ダイソー	3,000	308.00	924,000	
	関東電化工業	1,000	699.00	699,000	
	電気化学工業	15,000	422.00	6,330,000	
	信越化学工業	12,800	7,310.00	93,568,000	
	日本カーバイド工業	1,000	231.00	231,000	
	堺化学工業	2,000	561.00	1,122,000	
	エア・ウォーター	4,000	1,091.00	4,364,000	
	大陽日酸	13,000	1,000.00	13,000,000	
	日本化学工業	2,000	317.00	634,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	日本パーカライジング	1,000	2,110.00	2,110,000	
	高圧ガス工業	1,000	637.00	637,000	
	四国化成工業	1,000	631.00	631,000	
	戸田工業	1,000	455.00	455,000	
	ステラ ケミファ	200	3,630.00	726,000	
	保土谷化学工業	1,000	320.00	320,000	
	日本触媒	6,000	1,158.00	6,948,000	
	大日精化工業	2,000	569.00	1,138,000	
	カネカ	11,000	1,014.00	11,154,000	
	三菱瓦斯化学	13,000	1,090.00	14,170,000	
	三井化学	23,000	803.00	18,469,000	
	J S R	7,500	2,620.00	19,650,000	
	東京応化工業	1,500	3,120.00	4,680,000	
	三菱ケミカルホールディングス	45,500	685.00	31,167,500	
	日本合成化学工業	2,000	401.00	802,000	
	ダイセル化学工業	10,000	754.00	7,540,000	
	住友ベークライト	7,000	780.00	5,460,000	
	積水化学工業	17,000	949.00	16,133,000	
	日本ゼオン	7,000	1,123.00	7,861,000	
	アイカ工業	2,400	1,432.00	3,436,800	
	宇部興産	34,000	322.00	10,948,000	
	積水樹脂	1,000	781.00	781,000	
	三菱樹脂	4,000	304.00	1,216,000	
	タキロン	1,000	397.00	397,000	
	旭有機材工業	2,000	450.00	900,000	
	日立化成工業	3,300	2,895.00	9,553,500	
	ニチバン	1,000	470.00	470,000	
	リケンテクノス	1,000	398.00	398,000	
	大倉工業	1,000	423.00	423,000	
	積水化成成品工業	2,000	387.00	774,000	
	群栄化学工業	2,000	285.00	570,000	
	タイガースポリマー	1,100	765.00	841,500	
	日本カーリット	800	777.00	621,600	
	日本化薬	5,000	901.00	4,505,000	
	日本精化	1,400	682.00	954,800	
	A D E K A	3,400	1,104.00	3,753,600	
	日本油脂	6,000	611.00	3,666,000	
	花王	21,000	3,100.00	65,100,000	
	第一工業製薬	1,000	279.00	279,000	
	三洋化成工業	2,000	747.00	1,494,000	
	大日本塗料	6,000	164.00	984,000	
	日本ペイント	7,000	580.00	4,060,000	
	関西ペイント	9,000	924.00	8,316,000	
	中国塗料	2,000	772.00	1,544,000	
	藤倉化成	1,000	1,095.00	1,095,000	
	太陽インキ製造	300	5,980.00	1,794,000	
	大日本インキ化学工業	25,000	438.00	10,950,000	
	サカタインクス	1,000	566.00	566,000	
	東洋インキ製造	7,000	419.00	2,933,000	
	富士フイルムホールディングス	17,500	4,540.00	79,450,000	
	資生堂	14,000	2,270.00	31,780,000	
	ライオン	9,000	520.00	4,680,000	
	高砂香料工業	2,000	535.00	1,070,000	
	マンダム	700	2,870.00	2,009,000	
	ミルボン	300	3,730.00	1,119,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	ファンケル	1,600	1,500.00	2,400,000	
	コーセー	1,300	3,090.00	4,017,000	
	ドクターシーラボ	4	187,000.00	748,000	
	エステー化学	800	1,481.00	1,184,800	
	コニシ	1,200	982.00	1,178,400	
	長谷川香料	700	1,671.00	1,169,700	
	小林製薬	1,000	4,000.00	4,000,000	
	荒川化学工業	1,000	1,139.00	1,139,000	
	日本高純度化学	1	460,000.00	460,000	
	イハラケミカル工業	1,000	294.00	294,000	
	大成ラミック	200	2,820.00	564,000	
	クミアイ化学工業	2,000	226.00	452,000	
	日本農薬	2,000	343.00	686,000	
	アキレス	6,000	190.00	1,140,000	
	有沢製作所	1,300	1,234.00	1,604,200	
	日東電工	6,700	5,570.00	37,319,000	
	スルガ	200	2,200.00	440,000	
	きもと	600	726.00	435,600	
	藤森工業	600	1,298.00	778,800	
	前澤化成工業	800	1,547.00	1,237,600	
	J S P	700	1,111.00	777,700	
	エフピコ	300	4,190.00	1,257,000	
	天馬	800	1,903.00	1,522,400	
	信越ポリマー	1,400	1,520.00	2,128,000	
	東リ	2,000	302.00	604,000	
	ニフコ	1,400	2,295.00	3,213,000	
	日本バルカー工業	3,000	382.00	1,146,000	
	日本マタイ	1,000	250.00	250,000	
	ユニ・チャーム	1,700	6,120.00	10,404,000	
	協和醗酵工業	12,000	889.00	10,668,000	
	武田薬品工業	30,300	7,500.00	227,250,000	
	アステラス製薬	20,400	4,970.00	101,388,000	
	大日本住友製薬	4,000	1,400.00	5,600,000	
	塩野義製薬	12,000	2,220.00	26,640,000	
	田辺製薬	8,000	1,372.00	10,976,000	
	わかもと製薬	1,000	468.00	468,000	
	日本新薬	2,000	997.00	1,994,000	
	富山化学工業	5,000	645.00	3,225,000	
	中外製薬	10,300	2,350.00	24,205,000	
	科研製薬	3,000	826.00	2,478,000	
	エーザイ	10,100	6,100.00	61,610,000	
	ロート製薬	3,000	1,121.00	3,363,000	
	小野薬品工業	4,100	5,650.00	23,165,000	
	久光製薬	2,100	3,290.00	6,909,000	
	持田製薬	3,000	951.00	2,853,000	
	大正製薬	9,000	2,060.00	18,540,000	
	参天製薬	2,700	3,040.00	8,208,000	
	エスエス製薬	3,000	675.00	2,025,000	
	扶桑薬品工業	2,000	315.00	630,000	
	日本ケミファ	1,000	596.00	596,000	
	ツムラ	2,000	2,335.00	4,670,000	
	みらかホールディングス	1,500	2,390.00	3,585,000	
	キッセイ薬品工業	1,000	1,909.00	1,909,000	
	生化学工業	1,800	1,111.00	1,999,800	
	栄研化学	600	1,094.00	656,400	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	鳥居薬品	600	1,657.00	994,200	
	東和薬品	300	3,420.00	1,026,000	
	沢井製薬	400	4,950.00	1,980,000	
	ゼリア新薬工業	1,000	1,008.00	1,008,000	
	第一三共	25,000	3,310.00	82,750,000	
	キョーリン	1,000	1,324.00	1,324,000	
	新日本石油	53,000	779.00	41,287,000	
	昭和シェル石油	6,500	1,279.00	8,313,500	
	コスモ石油	21,000	459.00	9,639,000	
	富士興産	4,000	126.00	504,000	
	ニチレキ	1,000	345.00	345,000	
	東燃ゼネラル石油	11,000	1,129.00	12,419,000	
	ユシロ化学工業	500	2,205.00	1,102,500	
	新日鉱ホールディングス	31,500	788.00	24,822,000	
	AOCホールディングス	1,700	1,927.00	3,275,900	
	横浜ゴム	10,000	632.00	6,320,000	
	東洋ゴム工業	6,000	502.00	3,012,000	
	ブリヂストン	24,000	2,445.00	58,680,000	
	住友ゴム工業	5,500	1,410.00	7,755,000	
	藤倉ゴム工業	800	768.00	614,400	
	オカモト	3,000	404.00	1,212,000	
	フコク	500	1,302.00	651,000	
	ニッタ	600	2,060.00	1,236,000	
	東海ゴム工業	1,800	1,964.00	3,535,200	
	三ツ星ベルト	2,000	676.00	1,352,000	
	バンドー化学	3,000	498.00	1,494,000	
	日東紡績	7,000	347.00	2,429,000	
	東邦テナックス	1,000	764.00	764,000	
	旭硝子	38,000	1,316.00	50,008,000	
	日本板硝子	16,000	505.00	8,080,000	
	石塚硝子	1,000	281.00	281,000	
	日本山村硝子	3,000	300.00	900,000	
	日本電気硝子	9,000	2,430.00	21,870,000	
	オハラ	100	5,740.00	574,000	
	住友大阪セメント	15,000	335.00	5,025,000	
	太平洋セメント	28,000	442.00	12,376,000	
	日本コンクリート工業	1,000	295.00	295,000	
	東海カーボン	6,000	782.00	4,692,000	
	日本カーボン	4,000	395.00	1,580,000	
	東洋炭素	200	8,300.00	1,660,000	
	ノリタケカンパニーリミテド	4,000	550.00	2,200,000	
	東陶機器	11,000	1,108.00	12,188,000	
	日本碍子	9,000	1,629.00	14,661,000	
	日本特殊陶業	6,000	2,080.00	12,480,000	
	ダントーホールディングス	1,000	430.00	430,000	
	MARUWA	200	2,565.00	513,000	
	品川白煉瓦	2,000	348.00	696,000	
	黒崎播磨	1,000	396.00	396,000	
	エーアンドエーマテリアル	1,000	153.00	153,000	
	ニチアス	3,000	786.00	2,358,000	
	ニチハ	1,000	1,349.00	1,349,000	
	新日本製鐵	216,000	478.00	103,248,000	
	住友金属工業	152,000	409.00	62,168,000	
	神戸製鋼所	106,000	333.00	35,298,000	
	日新製鋼	29,000	361.00	10,469,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	中山製鋼所	4,000	362.00	1,448,000	
	合同製鐵	4,000	544.00	2,176,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	20,000	4,760.00	95,200,000	
	東京製鐵	4,000	1,602.00	6,408,000	
	大和工業	1,500	2,335.00	3,502,500	
	東京鐵鋼	1,000	865.00	865,000	
	大阪製鐵	500	1,964.00	982,000	
	淀川製鋼所	5,000	486.00	2,430,000	
	東洋鋼鈑	1,000	388.00	388,000	
	丸一鋼管	2,400	2,755.00	6,612,000	
	モリ工業	1,000	384.00	384,000	
	大同特殊鋼	12,000	651.00	7,812,000	
	日本高周波鋼業	3,000	187.00	561,000	
	日本金属工業	6,000	293.00	1,758,000	
	日本冶金工業	3,000	573.00	1,719,000	
	山陽特殊製鋼	5,000	698.00	3,490,000	
	愛知製鋼	5,000	634.00	3,170,000	
	日立金属	4,000	1,144.00	4,576,000	
	日本金属	2,000	231.00	462,000	
	大平洋金属	5,000	865.00	4,325,000	
	日本電工	3,000	394.00	1,182,000	
	栗本鐵工所	3,000	249.00	747,000	
	旭テック	1,000	313.00	313,000	
	三菱製鋼	4,000	462.00	1,848,000	
	日亜鋼業	1,000	390.00	390,000	
	シンニッタン	1,500	500.00	750,000	
	新家工業	1,000	238.00	238,000	
	日本軽金属	17,000	271.00	4,607,000	
	三井金属鉱業	19,000	507.00	9,633,000	
	東邦亜鉛	4,000	847.00	3,388,000	
	三菱マテリアル	39,000	390.00	15,210,000	
	住友金属鉱山	20,000	1,337.00	26,740,000	
	DOWAホールディングス	9,000	889.00	8,001,000	
	古河機械金属	13,000	258.00	3,354,000	
	エス・サイエンス	40,000	27.00	1,080,000	
	住友チタニウム	600	11,700.00	7,020,000	
	東邦チタニウム	900	5,300.00	4,770,000	
	住友軽金属工業	11,000	220.00	2,420,000	
	古河スカイ	2,000	513.00	1,026,000	
	三菱伸銅	1,000	309.00	309,000	
	古河電気工業	22,000	725.00	15,950,000	
	住友電気工業	26,000	1,667.00	43,342,000	
	フジクラ	12,000	1,043.00	12,516,000	
	三菱電線工業	5,000	165.00	825,000	
	昭和電線ホールディングス	9,000	145.00	1,305,000	
	タツタ電線	1,000	317.00	317,000	
	日立電線	6,000	573.00	3,438,000	
	リョービ	4,000	901.00	3,604,000	
	アサヒブリテック	1,000	2,190.00	2,190,000	
	稲葉製作所	600	1,720.00	1,032,000	
	宮地エンジニアリンググループ	2,000	102.00	204,000	
	三協・立山ホールディングス	9,000	258.00	2,322,000	
	トーカロ	400	3,940.00	1,576,000	
	アルファC o	200	2,655.00	531,000	
	SUMCO	1,600	7,800.00	12,480,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	東洋製罐	6,000	1,860.00	11,160,000	
	ホッカンホールディングス	2,000	342.00	684,000	
	コロナ	400	2,060.00	824,000	
	横河ブリッジ	1,000	453.00	453,000	
	駒井鉄工	1,000	256.00	256,000	
	三和シャッター工業	7,000	660.00	4,620,000	
	文化シャッター	2,000	635.00	1,270,000	
	川田工業	1,000	232.00	232,000	
	東洋シャッター	200	1,208.00	241,600	
	住生活グループ	9,500	2,305.00	21,897,500	
	日本ファイルコン	600	1,119.00	671,400	
	ノーリツ	1,600	1,893.00	3,028,800	
	長府製作所	900	2,065.00	1,858,500	
	リンナイ	1,700	3,240.00	5,508,000	
	ダイニチ工業	500	1,088.00	544,000	
	日東精工	1,000	567.00	567,000	
	三洋工業	1,000	241.00	241,000	
	岡部	1,000	445.00	445,000	
	中国工業	1,000	274.00	274,000	
	東ブレ	1,800	1,129.00	2,032,200	
	高周波熱錬	1,500	1,224.00	1,836,000	
	東京製綱	5,000	201.00	1,005,000	
	パイオラックス	400	1,950.00	780,000	
	日本発條	6,000	1,162.00	6,972,000	
	中央発條	1,000	515.00	515,000	
	アドバネクス	1,000	226.00	226,000	
	日本製鋼所	11,000	779.00	8,569,000	
	日立ツール	500	1,499.00	749,500	
	三浦工業	1,000	2,795.00	2,795,000	
	タクマ	2,000	604.00	1,208,000	
	ツガミ	2,000	648.00	1,296,000	
	オークマ	4,000	1,115.00	4,460,000	
	東芝機械	3,000	936.00	2,808,000	
	アマダ	13,000	1,110.00	14,430,000	
	アイダエンジニアリング	3,000	633.00	1,899,000	
	牧野フライス製作所	3,000	1,165.00	3,495,000	
	オーエスジー	3,500	1,650.00	5,775,000	
	旭ダイヤモンド工業	3,000	754.00	2,262,000	
	森精機製作所	2,800	2,405.00	6,734,000	
	ディスコ	700	7,310.00	5,117,000	
	日東工器	500	2,275.00	1,137,500	
	豊和工業	5,000	150.00	750,000	
	大阪機工	2,000	356.00	712,000	
	石川製作所	1,000	138.00	138,000	
	東洋機械金属	500	755.00	377,500	
	オーエム製作所	1,000	491.00	491,000	
	津田駒工業	1,000	233.00	233,000	
	エンシュウ	1,000	305.00	305,000	
	島精機製作所	1,000	2,645.00	2,645,000	
	日本スピンドル製造	1,000	263.00	263,000	
	ナブテスコ	3,000	1,354.00	4,062,000	
	三井海洋開発	500	2,475.00	1,237,500	
	SMC	2,300	15,130.00	34,799,000	
	新川	600	2,555.00	1,533,000	
	ホソカワミクロン	1,000	799.00	799,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	ユニオンツール	400	5,160.00	2,064,000	
	オイレス工業	600	2,650.00	1,590,000	
	サトー	800	1,949.00	1,559,200	
	日本エアーテック	500	1,090.00	545,000	
	日精樹脂工業	900	705.00	634,500	
	小松製作所	31,700	2,010.00	63,717,000	
	住友重機械工業	20,000	1,098.00	21,960,000	
	日立建機	3,500	2,635.00	9,222,500	
	日工	1,000	288.00	288,000	
	巴工業	300	1,574.00	472,200	
	井関農機	6,000	282.00	1,692,000	
	共立	1,000	310.00	310,000	
	TOWA	900	693.00	623,700	
	丸山製作所	1,000	297.00	297,000	
	北川鉄工所	3,000	242.00	726,000	
	クボタ	33,000	945.00	31,185,000	
	荏原実業	200	1,500.00	300,000	
	三菱化工機	2,000	313.00	626,000	
	月島機械	1,000	1,419.00	1,419,000	
	帝国電機製作所	200	1,604.00	320,800	
	東京機械製作所	2,000	301.00	602,000	
	新東工業	1,700	1,402.00	2,383,400	
	澁谷工業	800	936.00	748,800	
	アイチ コーポレーション	1,200	1,111.00	1,333,200	
	小森コーポレーション	3,000	1,987.00	5,961,000	
	住友精密工業	1,000	553.00	553,000	
	酒井重工業	1,000	242.00	242,000	
	荏原製作所	13,000	412.00	5,356,000	
	石井鐵工所	1,000	240.00	240,000	
	西島製作所	1,300	959.00	1,246,700	
	ダイキン工業	8,300	3,560.00	29,548,000	
	オルガノ	1,000	1,060.00	1,060,000	
	トーヨーカネツ	5,000	251.00	1,255,000	
	栗田工業	3,900	2,395.00	9,340,500	
	椿本チエイン	4,000	567.00	2,268,000	
	大同工業	1,000	296.00	296,000	
	T C M	1,000	336.00	336,000	
	日本コンベヤ	3,000	103.00	309,000	
	アネスト岩田	1,000	590.00	590,000	
	ダイフク	3,500	1,613.00	5,645,500	
	加藤製作所	1,000	427.00	427,000	
	油研工業	1,000	312.00	312,000	
	タダノ	4,000	1,193.00	4,772,000	
	フジテック	2,000	763.00	1,526,000	
	シーケーディ	1,900	1,027.00	1,951,300	
	平和	1,800	1,384.00	2,491,200	
	SANKYO	2,000	5,630.00	11,260,000	
	日本金銭機械	800	1,190.00	952,000	
	マースエンジニアリング	500	2,225.00	1,112,500	
	福島工業	600	1,350.00	810,000	
	キャノンファインテック	500	2,055.00	1,027,500	
	アビリット	1,400	440.00	616,000	
	オーイズミ	500	679.00	339,500	
	ダイコク電機	200	2,295.00	459,000	
	アマノ	2,200	1,306.00	2,873,200	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	J U K I	3,000	591.00	1,773,000	
	サンデン	3,000	518.00	1,554,000	
	蛇の目ミシン工業	7,000	168.00	1,176,000	
	シルバー精工	15,000	52.00	780,000	
	マックス	1,000	1,592.00	1,592,000	
	グローリー	2,400	1,978.00	4,747,200	
	大和冷機工業	1,000	615.00	615,000	
	セガサミーホールディングス	7,700	2,480.00	19,096,000	
	日本ピストンリング	3,000	231.00	693,000	
	リケン	2,000	657.00	1,314,000	
	帝国ピストンリング	1,000	995.00	995,000	
	大豊工業	600	1,295.00	777,000	
	日本精工	15,000	998.00	14,970,000	
	NTN	12,000	964.00	11,568,000	
	ジェイテクト	6,600	2,275.00	15,015,000	
	不二越	7,000	570.00	3,990,000	
	ツバキ・ナカシマ	1,300	1,610.00	2,093,000	
	日本トムソン	1,000	1,016.00	1,016,000	
	THK	4,200	2,805.00	11,781,000	
	ユーシン精機	300	2,075.00	622,500	
	前澤給装工業	500	1,786.00	893,000	
	前澤工業	1,300	625.00	812,500	
	キッツ	3,000	863.00	2,589,000	
	日立工機	3,000	1,564.00	4,692,000	
	マキタ	4,900	3,170.00	15,533,000	
	日立造船	30,000	111.00	3,330,000	
	三菱重工業	123,000	490.00	60,270,000	
	石川島播磨重工業	44,000	360.00	15,840,000	
	イビデン	4,500	5,510.00	24,795,000	
	コニカミノルタホールディングス	18,000	1,746.00	31,428,000	
	ブラザー工業	10,000	1,506.00	15,060,000	
	ミネベア	11,000	735.00	8,085,000	
	日立製作所	122,000	686.00	83,692,000	
	東芝	110,000	709.00	77,990,000	
	三菱電機	69,000	1,038.00	71,622,000	
	富士電機ホールディングス	18,000	618.00	11,124,000	
	東洋電機製造	1,000	464.00	464,000	
	安川電機	7,000	1,172.00	8,204,000	
	神鋼電機	4,000	308.00	1,232,000	
	明電舎	6,000	397.00	2,382,000	
	オリジン電気	1,000	687.00	687,000	
	デンヨー	1,000	1,229.00	1,229,000	
	エネサーブ	1,100	566.00	622,600	
	東芝テック	5,000	572.00	2,860,000	
	芝浦メカトロニクス	1,000	615.00	615,000	
	マブチモーター	1,200	6,780.00	8,136,000	
	日本電産	3,700	8,410.00	31,117,000	
	高岳製作所	3,000	201.00	603,000	
	ダイヘン	4,000	481.00	1,924,000	
	日新電機	2,000	452.00	904,000	
	大崎電気工業	1,000	814.00	814,000	
	オムロン	8,400	2,985.00	25,074,000	
	日東工業	1,300	1,800.00	2,340,000	
	I D E C	1,100	1,822.00	2,004,200	
	エルピーダメモリ	2,600	5,030.00	13,078,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	11,000	246.00	2,706,000	
	田村大興ホールディングス	1,000	356.00	356,000	
	メルコホールディングス	400	3,230.00	1,292,000	
	日本電気	74,000	583.00	43,142,000	
	富士通	65,000	931.00	60,515,000	
	沖電気工業	23,000	254.00	5,842,000	
	岩崎通信機	3,000	164.00	492,000	
	電気興業	2,000	997.00	1,994,000	
	サンケン電気	3,000	1,264.00	3,792,000	
	エプソントヨコム	1,000	812.00	812,000	
	富士通アクセス	800	576.00	460,800	
	アイホン	600	2,160.00	1,296,000	
	NECエレクトロニクス	1,100	3,490.00	3,839,000	
	セイコーエプソン	5,300	2,870.00	15,211,000	
	ワコム	15	269,000.00	4,035,000	
	アルバック	1,200	3,290.00	3,948,000	
	ピクセラ	300	1,063.00	318,900	
	ディーアンドエムホールディングス	1,000	324.00	324,000	
	ナナオ	500	2,585.00	1,292,500	
	日本信号	2,200	786.00	1,729,200	
	京三製作所	2,000	423.00	846,000	
	能美防災	1,000	766.00	766,000	
	マスプロ電工	900	982.00	883,800	
	日本無線	4,000	330.00	1,320,000	
	松下電器産業	78,000	2,260.00	176,280,000	代用有価証券で 7,000 株 担保差入
	シャープ	36,000	2,000.00	72,000,000	
	アンリツ	3,000	621.00	1,863,000	
	富士通ゼネラル	2,000	253.00	506,000	
	日立国際電気	2,000	1,325.00	2,650,000	
	ソニー	40,900	4,730.00	193,457,000	代用有価証券で 3,000 株 担保差入
	NEC トーキン	1,000	678.00	678,000	
	TDK	4,300	8,780.00	37,754,000	
	帝国通信工業	1,000	532.00	532,000	
	三洋電機	68,000	179.00	12,172,000	
	ケンウッド	15,000	189.00	2,835,000	
	宮越商事	100	1,730.00	173,000	
	ミツミ電機	2,100	1,910.00	4,011,000	
	タムラ製作所	2,000	483.00	966,000	
	アルプス電気	6,800	1,082.00	7,357,600	
	池上通信機	1,000	171.00	171,000	
	パイオニア	5,800	1,704.00	9,883,200	
	日本電波工業	500	4,390.00	2,195,000	
	日本トリム	100	5,100.00	510,000	
	ローランド ディー. ジー.	200	3,610.00	722,000	
	日本ビクター	3,000	560.00	1,680,000	
	山水電気	43,000	24.00	1,032,000	
	フォスター電機	700	1,274.00	891,800	
	クラリオン	9,000	231.00	2,079,000	
	SMK	2,000	763.00	1,526,000	
	ヨコオ	600	1,363.00	817,800	
	東光	3,000	256.00	768,000	
	ティアック	2,000	115.00	230,000	
	ホシデン	2,500	1,155.00	2,887,500	
	ヒロセ電機	1,300	13,150.00	17,095,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	日本航空電子工業	1,000	1,625.00	1,625,000	
	T O A	1,000	838.00	838,000	
	日立マクセル	1,500	1,584.00	2,376,000	
	ユニデン	3,000	822.00	2,466,000	
	アルパイン	1,800	1,702.00	3,063,600	
	スミダ コーポレーション	400	2,190.00	876,000	
	アイコム	300	3,060.00	918,000	
	パトライト	900	1,025.00	922,500	
	船井電機	800	9,810.00	7,848,000	
	横河電機	7,500	1,817.00	13,627,500	
	新電元工業	2,000	533.00	1,066,000	
	山武	2,100	2,375.00	4,987,500	
	日本光電工業	1,400	2,105.00	2,947,000	
	チノー	1,000	356.00	356,000	
	日本電子材料	200	2,915.00	583,000	
	堀場製作所	1,000	3,620.00	3,620,000	
	アドバンテスト	5,400	5,870.00	31,698,000	
	小野測器	1,000	795.00	795,000	
	エスベック	900	1,507.00	1,356,300	
	サンクス	800	1,107.00	885,600	
	キーエンス	1,300	25,920.00	33,696,000	
	日置電機	300	3,400.00	1,020,000	
	シスメックス	1,200	4,530.00	5,436,000	
	メガチップス	600	2,000.00	1,200,000	
	O B A R A	200	4,420.00	884,000	
	日本電産コバル電子	1,600	723.00	1,156,800	
	ミヤチテクノス	300	2,045.00	613,500	
	東京電波	200	1,575.00	315,000	
	コーセル	1,100	1,984.00	2,182,400	
	オブテックス	400	3,110.00	1,244,000	
	千代田インテグレ	400	2,495.00	998,000	
	デンセイ・ラムダ	300	1,748.00	524,400	
	スタンレー電気	5,200	2,215.00	11,518,000	
	岩崎電気	3,000	249.00	747,000	
	ウシオ電機	4,500	2,235.00	10,057,500	
	フェニックス電機	700	610.00	427,000	
	日本セラミック	900	1,392.00	1,252,800	
	日本デジタル研究所	700	1,716.00	1,201,200	
	双信電機	500	1,387.00	693,500	
	山一電機	800	905.00	724,000	
	図研	900	1,092.00	982,800	
	日本電子	2,000	661.00	1,322,000	
	カシオ計算機	6,800	2,655.00	18,054,000	
	ファナック	7,100	10,320.00	73,272,000	
	F D K	3,000	175.00	525,000	
	日本シイエムケイ	1,400	1,065.00	1,491,000	
	エンプラス	500	1,612.00	806,000	
	ローム	4,100	10,220.00	41,902,000	
	浜松ホトニクス	2,300	3,150.00	7,245,000	
	三井ハイテック	1,200	1,365.00	1,638,000	
	新光電気工業	1,800	2,830.00	5,094,000	
	京セラ	6,100	10,420.00	63,562,000	
	日本インター	800	702.00	561,600	
	N E O M A X	1,000	2,490.00	2,490,000	
	太陽誘電	3,000	1,764.00	5,292,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	村田製作所	8,200	7,590.00	62,238,000	
	ユーシン	1,000	666.00	666,000	
	双葉電子工業	1,300	2,630.00	3,419,000	
	北陸電気工業	3,000	288.00	864,000	
	松下電工	13,000	1,241.00	16,133,000	
	ニチコン	3,000	1,323.00	3,969,000	
	日本ケミコン	3,000	870.00	2,610,000	
	KOA	1,300	1,552.00	2,017,600	
	市光工業	2,000	305.00	610,000	
	小糸製作所	4,000	1,614.00	6,456,000	
	ミツバ	1,000	741.00	741,000	
	スター精密	1,500	2,270.00	3,405,000	
	大日本スクリーン製造	7,000	985.00	6,895,000	
	キャノン電子	300	4,850.00	1,455,000	
	キャノン	48,400	6,120.00	296,208,000	
	リコー	24,000	2,260.00	54,240,000	
	日本電産サンキョー	2,000	1,072.00	2,144,000	
	東京エレクトロン	6,100	8,570.00	52,277,000	
	トヨタ紡織	2,500	2,455.00	6,137,500	
	鬼怒川ゴム工業	1,000	185.00	185,000	
	ユニプレス	1,200	858.00	1,029,600	
	ボッシュ	7,000	619.00	4,333,000	
	豊田自動織機	7,400	5,090.00	37,666,000	
	モリタ	1,000	538.00	538,000	
	三櫻工業	1,500	695.00	1,042,500	
	デンソー	16,100	4,420.00	71,162,000	
	東海理化電機製作所	1,500	2,620.00	3,930,000	
	三井造船	24,000	393.00	9,432,000	
	佐世保重工業	4,000	294.00	1,176,000	
	川崎重工業	53,000	395.00	20,935,000	
	日本車輛製造	4,000	279.00	1,116,000	
	近畿車輛	1,000	517.00	517,000	
	日産自動車	82,000	1,422.00	116,604,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	いすゞ自動車	33,000	500.00	16,500,000	
	トヨタ自動車	98,200	6,960.00	683,472,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	日野自動車	10,000	585.00	5,850,000	
	日産ディーゼル工業	9,000	353.00	3,177,000	
	三菱自動車工業	125,000	198.00	24,750,000	
	エフテック	200	2,685.00	537,000	
	武蔵精密工業	600	2,710.00	1,626,000	
	トヨタ車体	1,400	1,998.00	2,797,200	
	日産車体	2,000	572.00	1,144,000	
	関東自動車工業	1,200	1,466.00	1,759,200	
	新明和工業	3,000	546.00	1,638,000	
	極東開発工業	1,700	801.00	1,361,700	
	日信工業	1,200	2,825.00	3,390,000	
	トビー工業	6,000	447.00	2,682,000	
	ティラド	2,000	500.00	1,000,000	
	曙ブレーキ工業	2,000	1,042.00	2,084,000	
	タチエス	1,200	758.00	909,600	
	NOK	3,500	2,180.00	7,630,000	
	フタバ産業	1,500	2,460.00	3,690,000	
	カヤバ工業	6,000	538.00	3,228,000	
	シロキ工業	1,000	305.00	305,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	大同メタル工業	1,000	745.00	745,000	
	プレス工業	2,000	480.00	960,000	
	カルソニックカンセイ	4,000	732.00	2,928,000	
	太平洋工業	1,000	655.00	655,000	
	ケーヒン	1,500	2,655.00	3,982,500	
	アイシン精機	6,100	3,490.00	21,289,000	
	富士機工	1,000	278.00	278,000	
	マツダ	25,000	790.00	19,750,000	
	ダイハツ工業	8,000	1,153.00	9,224,000	
	愛知機械工業	1,000	300.00	300,000	
	今仙電機製作所	500	1,115.00	557,500	
	本田技研工業	58,300	4,100.00	239,030,000	
	スズキ	14,700	3,370.00	49,539,000	
	富士重工業	23,000	601.00	13,823,000	
	ヤマハ発動機	7,200	3,090.00	22,248,000	
	ショーワ	1,600	1,693.00	2,708,800	
	エクセディ	900	3,280.00	2,952,000	
	豊田合成	2,300	2,580.00	5,934,000	
	愛三工業	1,000	1,206.00	1,206,000	
	ヨロズ	500	1,485.00	742,500	
	エフ・シー・シー	1,200	2,595.00	3,114,000	
	シマノ	3,100	3,330.00	10,323,000	
	日本電産トーソク	400	1,251.00	500,400	
	テルモ	5,200	4,720.00	24,544,000	
	日機装	2,000	819.00	1,638,000	
	島津製作所	9,000	926.00	8,334,000	
	JMS	1,000	347.00	347,000	
	モリテックス	1,000	508.00	508,000	
	ソキア	1,000	494.00	494,000	
	トキメック	3,000	263.00	789,000	
	金門製作所	1,000	201.00	201,000	
	東京精密	1,100	5,030.00	5,533,000	
	ニコン	11,000	2,365.00	26,015,000	
	トプコン	1,000	2,100.00	2,100,000	
	オリンパス	9,000	3,720.00	33,480,000	
	理研計器	1,100	882.00	970,200	
	HOYA	15,800	4,300.00	67,940,000	
	ノーリツ銅機	500	2,060.00	1,030,000	
	エー・アンド・デイ	400	2,415.00	966,000	
	ペンタックス	3,000	593.00	1,779,000	
	日本電産コパル	800	1,307.00	1,045,600	
	シチズン時計	12,300	799.00	9,827,700	
	リズム時計工業	5,000	188.00	940,000	
	セイコー	3,000	726.00	2,178,000	
	ニプロ	1,000	1,999.00	1,999,000	
	パンダイナムコホールディングス	8,200	1,669.00	13,685,800	
	フランスベッドホールディングス	5,000	237.00	1,185,000	
	パイロットコーポレーション	1	740,000.00	740,000	
	トッパン・フォームズ	2,100	1,520.00	3,192,000	
	フジシールインターナショナル	900	2,885.00	2,596,500	
	タカラトミー	2,700	824.00	2,224,800	
	廣済堂	800	611.00	488,800	
	アーク	1,600	1,456.00	2,329,600	
	タカノ	300	1,313.00	393,900	
	プロネクス	1,200	940.00	1,128,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	ウッドワン	1,000	1,046.00	1,046,000	
	大建工業	3,000	367.00	1,101,000	
	凸版印刷	21,000	1,173.00	24,633,000	
	大日本印刷	24,000	1,700.00	40,800,000	
	図書印刷	1,000	339.00	339,000	
	共同印刷	2,000	409.00	818,000	
	日本写真印刷	1,300	3,700.00	4,810,000	
	宝印刷	600	1,120.00	672,000	
	コンビ	500	670.00	335,000	
	アシックス	8,000	1,348.00	10,784,000	
	ツツミ	200	2,925.00	585,000	
	ローランド	500	2,625.00	1,312,500	
	小松ウオール工業	400	1,761.00	704,400	
	ヤマハ	6,200	2,375.00	14,725,000	
	河合楽器製作所	3,000	217.00	651,000	
	クリナップ	1,500	786.00	1,179,000	
	ピジョン	500	1,982.00	991,000	
	パラマウントベッド	700	1,967.00	1,376,900	
	キングジム	800	1,041.00	832,800	
	リンデック	1,400	2,365.00	3,311,000	
	田崎真珠	1,000	518.00	518,000	
	イトーキ	1,000	1,416.00	1,416,000	
	任天堂	3,900	25,770.00	100,503,000	
	三菱鉛筆	800	1,600.00	1,280,000	
	タカスタンダード	3,000	659.00	1,977,000	
	コクヨ	3,800	1,691.00	6,425,800	
	ナカバヤシ	1,000	240.00	240,000	
	ダイワ精工	3,000	229.00	687,000	
	サンウエーブ工業	1,000	316.00	316,000	
	岡村製作所	2,000	1,222.00	2,444,000	
	美津濃	4,000	796.00	3,184,000	
	アデランス	1,000	2,705.00	2,705,000	
	東京電力	46,200	3,480.00	160,776,000	代用有価証券で 4,000 株 担保差入
	中部電力	24,900	3,320.00	82,668,000	
	関西電力	30,500	2,795.00	85,247,500	
	中国電力	10,900	2,435.00	26,541,500	
	北陸電力	7,600	2,535.00	19,266,000	
	東北電力	18,300	2,615.00	47,854,500	
	四国電力	8,700	2,600.00	22,620,000	
	九州電力	16,200	2,790.00	45,198,000	
	北海道電力	6,800	2,765.00	18,802,000	
	沖縄電力	400	6,670.00	2,668,000	
	電源開発	4,900	4,620.00	22,638,000	
	東京瓦斯	95,000	572.00	54,340,000	
	大阪瓦斯	82,000	415.00	34,030,000	
	東邦瓦斯	19,000	546.00	10,374,000	
	北海道瓦斯	1,000	292.00	292,000	
	西部瓦斯	9,000	260.00	2,340,000	
	静岡瓦斯	2,000	835.00	1,670,000	
	東武鉄道	31,000	550.00	17,050,000	
	相模鉄道	9,000	380.00	3,420,000	
	東京急行電鉄	37,000	709.00	26,233,000	
	京浜急行電鉄	17,000	796.00	13,532,000	
	小田急電鉄	21,000	710.00	14,910,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	京王電鉄	20,000	737.00	14,740,000	
	京成電鉄	10,000	671.00	6,710,000	
	富士急行	2,000	566.00	1,132,000	
	新京成電鉄	1,000	409.00	409,000	
	東日本旅客鉄道	127	803,000.00	101,981,000	
	西日本旅客鉄道	68	519,000.00	35,292,000	
	東海旅客鉄道	67	1,180,000.00	79,060,000	
	アートコーポレーション	100	3,320.00	332,000	
	西日本鉄道	9,000	414.00	3,726,000	
	ハマキョウレックス	200	3,100.00	620,000	
	近畿日本鉄道	63,000	342.00	21,546,000	
	阪急阪神ホールディングス	52,400	639.00	33,483,600	
	京阪電気鉄道	15,000	509.00	7,635,000	
	名古屋鉄道	25,000	347.00	8,675,000	
	日本通運	31,000	587.00	18,197,000	
	ヤマトホールディングス	14,000	1,780.00	24,920,000	
	山九	7,000	647.00	4,529,000	
	丸全昭和運輸	2,000	373.00	746,000	
	センコー	3,000	338.00	1,014,000	
	トナミ運輸	1,000	264.00	264,000	
	日本梱包運輸倉庫	2,000	1,324.00	2,648,000	
	日本石油輸送	1,000	331.00	331,000	
	福山通運	5,000	392.00	1,960,000	
	セイノーホールディングス	5,000	1,132.00	5,660,000	
	神奈川中央交通	1,000	521.00	521,000	
	日立物流	1,900	1,180.00	2,242,000	
	日本郵船	39,000	752.00	29,328,000	
	商船三井	39,000	940.00	36,660,000	
	川崎汽船	16,000	744.00	11,904,000	
	新和海運	3,000	382.00	1,146,000	
	乾汽船	1,100	426.00	468,600	
	飯野海運	3,500	917.00	3,209,500	
	第一中央汽船	5,000	235.00	1,175,000	
	全日本空輸	71,000	414.00	29,394,000	
	日本航空	107,000	214.00	22,898,000	
	国際航業	1,000	321.00	321,000	
	日新	2,000	410.00	820,000	
	三菱倉庫	5,000	1,805.00	9,025,000	
	三井倉庫	3,000	639.00	1,917,000	
	住友倉庫	6,000	773.00	4,638,000	
	澁澤倉庫	2,000	441.00	882,000	
	東陽倉庫	1,000	371.00	371,000	
	日本トランスシティ	1,000	570.00	570,000	
	ケイヒン	1,000	367.00	367,000	
	安田倉庫	1,000	990.00	990,000	
	東洋埠頭	2,000	229.00	458,000	
	上組	8,000	912.00	7,296,000	
	キューソー流通システム	400	1,663.00	665,200	
	郵船航空サービス	400	2,525.00	1,010,000	
	近鉄エクスプレス	500	2,680.00	1,340,000	
	システムプロ	8	72,000.00	576,000	
	新日鉄ソリューションズ	400	3,110.00	1,244,000	
	ネットマークス	4	77,500.00	310,000	
	ダウンゴ	4	121,000.00	484,000	
	マクロミル	2	226,000.00	452,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	テレパーク	4	226,000.00	904,000	
	S R Aホールディングス	300	1,629.00	488,700	
	インテックホールディングス	1,500	1,506.00	2,259,000	
	J B I Sホールディングス	1,800	600.00	1,080,000	
	松下電工インフォメーションシステムズ	100	5,140.00	514,000	
	フェイス	39	18,610.00	725,790	
	野村総合研究所	800	15,340.00	12,272,000	
	サイバネットシステム	9	69,400.00	624,600	
	バンダイビジュアル	2	308,000.00	616,000	
	シンプレクス・テクノロジー	15	57,800.00	867,000	
	フジテレビジョン	76	231,000.00	17,556,000	
	オービック	260	23,200.00	6,032,000	
	ヤフー	555	40,050.00	22,227,750	
	アルゴ21	700	970.00	679,000	
	トレンドマイクロ	3,500	3,400.00	11,900,000	
	日本オラクル	1,100	5,200.00	5,720,000	
	アルファシステムズ	200	3,120.00	624,000	
	フューチャーシステムコンサルティング	10	101,000.00	1,010,000	
	シーエーシー	700	952.00	666,400	
	オービックビジネスコンサルタント	200	7,510.00	1,502,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	1,055	6,040.00	6,372,200	
	アイティフォー	900	615.00	553,500	
	大塚商会	500	12,000.00	6,000,000	
	サイボウズ	7	77,000.00	539,000	
	スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	36	66,700.00	2,401,200	
	電通国際情報サービス	700	1,295.00	906,500	
	C I J	1,500	467.00	700,500	
	コロムビアミュージックエンタテインメント	7,000	99.00	693,000	
	エイベックス・グループ・ホールディングス	1,100	1,843.00	2,027,300	
	日本ユニシス	1,800	1,901.00	3,421,800	
	富士通ビジネスシステム	700	1,687.00	1,180,900	
	東京放送	4,300	2,580.00	11,094,000	
	日本テレビ放送網	730	14,680.00	10,716,400	
	テレビ朝日	16	212,000.00	3,392,000	
	テレビ東京	300	4,580.00	1,374,000	
	イー・アクセス	52	59,100.00	3,073,200	
	N E Cモバイルリング	300	1,982.00	594,600	
	日本電信電話	331	563,000.00	186,353,000	代用有価証券で 30株 担保差入
	K D D I	120	753,000.00	90,360,000	
	光通信	900	4,950.00	4,455,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	747	180,000.00	134,460,000	代用有価証券で 150株 担保差入
	J S A T	5	264,000.00	1,320,000	
	インボイス	443	3,530.00	1,563,790	
	GMOインターネット	1,500	879.00	1,318,500	
	学習研究社	3,000	269.00	807,000	
	ゼンリン	700	2,795.00	1,956,500	
	昭文社	700	1,300.00	910,000	
	角川グループホールディングス	600	3,860.00	2,316,000	
	アイネット	500	864.00	432,000	
	松竹	3,000	806.00	2,418,000	
	東宝	5,200	1,987.00	10,332,400	
	東映	3,000	673.00	2,019,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	51	565,000.00	28,815,000	
	テクモ	1,100	819.00	900,900	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	光栄	900	1,828.00	1,645,200	
	D T S	300	3,950.00	1,185,000	
	スクウェア・エニックス	2,200	2,980.00	6,556,000	
	シーイーシー	700	1,375.00	962,500	
	日立ソフトウェアエンジニアリング	1,100	2,070.00	2,277,000	
	カプコン	1,600	1,981.00	3,169,600	
	ジャステック	500	1,006.00	503,000	
	住商情報システム	800	2,690.00	2,152,000	
	C S Kホールディングス	2,100	4,960.00	10,416,000	
	日立情報システムズ	600	2,290.00	1,374,000	
	アイネス	1,700	701.00	1,191,700	
	T K C	800	1,919.00	1,535,200	
	富士ソフト	900	2,805.00	2,524,500	
	ソラン	1,000	1,019.00	1,019,000	
	T I S	1,400	2,715.00	3,801,000	
	日本システムディベロップメント	700	3,930.00	2,751,000	
	コナミ	3,200	3,290.00	10,528,000	
	J B C Cホールディングス	1,100	1,019.00	1,120,900	
	ソフトバンク	31,100	2,160.00	67,176,000	
	インターニックス	600	860.00	516,000	
	高千穂交易	500	1,395.00	697,500	
	伊藤忠食品	200	3,570.00	714,000	
	高千穂電気	700	1,359.00	951,300	
	J A L U X	200	2,050.00	410,000	
	ニイウス コー	20	72,600.00	1,452,000	
	双日	19,300	336.00	6,484,800	
	アルフレッサ ホールディングス	1,300	6,830.00	8,879,000	
	横浜冷凍	1,000	842.00	842,000	
	三井鉱山	5,500	185.00	1,017,500	
	J F E商事ホールディングス	4,000	446.00	1,784,000	
	協栄産業	1,000	398.00	398,000	
	小野建	900	1,272.00	1,144,800	
	佐鳥電機	700	1,563.00	1,094,100	
	伯東	600	1,581.00	948,600	
	ナガイレーベン	400	2,445.00	978,000	
	菱食	600	2,560.00	1,536,000	
	松田産業	300	2,245.00	673,500	
	メディセオ・パルタックホールディングス	7,700	2,040.00	15,708,000	
	アドヴァン	700	1,261.00	882,700	
	S P K	300	1,905.00	571,500	
	アズワン	400	3,000.00	1,200,000	
	尾家産業	800	904.00	723,200	
	シモジマ	900	1,262.00	1,135,800	
	ドウシシャ	400	2,035.00	814,000	
	高速	1,300	670.00	871,000	
	黒田電気	1,200	975.00	1,170,000	
	ネットワンシステムズ	20	164,000.00	3,280,000	
	丸文	700	1,485.00	1,039,500	
	ハビネット	200	1,961.00	392,200	
	トーメンエレクトロニクス	200	1,980.00	396,000	
	エクセル	400	1,975.00	790,000	
	アルゴグラフィックス	300	1,529.00	458,700	
	ガリバーインターナショナル	170	9,230.00	1,569,100	
	日本エム・ディ・エム	900	543.00	488,700	
	進和	300	2,375.00	712,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	ダイトエレクトロン	200	1,616.00	323,200	
	シークス	400	1,025.00	410,000	
	ドッドウエル ビー・エム・エス	1,600	782.00	1,251,200	
	オーハシテクニカ	600	1,104.00	662,400	
	マクニカ	300	3,550.00	1,065,000	
	白銅	100	2,165.00	216,500	
	伊藤忠商事	51,000	890.00	45,390,000	
	丸紅	59,000	554.00	32,686,000	
	高島	1,000	241.00	241,000	
	F & A アクアホールディングス	1,000	1,006.00	1,006,000	
	長瀬産業	3,000	1,251.00	3,753,000	
	蝶理	4,000	180.00	720,000	
	豊田通商	6,700	2,865.00	19,195,500	
	三共生興	2,100	421.00	884,100	
	兼松	16,000	173.00	2,768,000	
	三井物産	55,000	1,496.00	82,280,000	
	日本紙パルプ商事	3,000	401.00	1,203,000	
	日立ハイテクノロジー	2,200	3,260.00	7,172,000	
	東都水産	1,000	329.00	329,000	
	スターゼン	2,000	257.00	514,000	
	シャディ	500	1,435.00	717,500	
	山善	2,000	693.00	1,386,000	
	椿本興業	1,000	401.00	401,000	
	住友商事	45,600	1,466.00	66,849,600	
	内田洋行	1,000	617.00	617,000	
	三菱商事	53,800	2,020.00	108,676,000	
	第一実業	2,000	510.00	1,020,000	
	キャノンマーケティングジャパン	3,000	2,520.00	7,560,000	
	西華産業	3,000	286.00	858,000	
	佐藤商事	1,000	999.00	999,000	
	菱洋エレクトロ	1,100	1,441.00	1,585,100	
	東京産業	1,000	398.00	398,000	
	ユアサ商事	10,000	187.00	1,870,000	
	神鋼商事	2,000	289.00	578,000	
	阪和興業	7,000	401.00	2,807,000	
	菱電商事	1,000	823.00	823,000	
	フルサト工業	400	1,534.00	613,600	
	岩谷産業	8,000	308.00	2,464,000	
	ナイス	3,000	399.00	1,197,000	
	昭光通商	4,000	195.00	780,000	
	極東貿易	1,000	335.00	335,000	
	兼松エレクトロニクス	1,100	765.00	841,500	
	三愛石油	2,000	423.00	846,000	
	稲畑産業	2,400	844.00	2,025,600	
	G S I クレオス	2,000	172.00	344,000	
	東邦薬品	1,600	1,998.00	3,196,800	
	サンゲツ	1,100	2,750.00	3,025,000	
	ミツウロコ	2,200	768.00	1,689,600	
	シナネン	1,000	550.00	550,000	
	伊藤忠エネクス	2,700	712.00	1,922,400	
	ザ・トーカイ	2,000	385.00	770,000	
	サンリオ	2,300	1,579.00	3,631,700	
	サンワテクノス	700	935.00	654,500	
	リョーサン	1,100	2,885.00	3,173,500	
	新光商事	700	1,565.00	1,095,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	トーヨー	1,000	395.00	395,000	
	三信電気	1,000	1,206.00	1,206,000	
	東陽テクニカ	1,100	1,270.00	1,397,000	
	モスフードサービス	1,200	1,598.00	1,917,600	
	加賀電子	700	1,891.00	1,323,700	
	三益半導体工業	600	2,080.00	1,248,000	
	立花エレクトック	800	1,062.00	849,600	
	太平洋興発	3,000	111.00	333,000	
	ヤマタネ	3,000	180.00	540,000	
	トラスコ中山	700	2,355.00	1,648,500	
	オートバックスセブン	1,000	4,060.00	4,060,000	
	ユーエスシー	300	1,780.00	534,000	
	日商エレクトロニクス	800	784.00	627,200	
	加藤産業	1,200	1,397.00	1,676,400	
	イエローハット	900	1,004.00	903,600	
	富士エレクトロニクス	500	1,850.00	925,000	
	J Kホールディングス	1,200	736.00	883,200	
	ユニダックス	500	566.00	283,000	
	日伝	300	2,840.00	852,000	
	ダイワボウ情報システム	500	1,407.00	703,500	
	バイタルネット	1,600	668.00	1,068,800	
	北沢産業	500	402.00	201,000	
	杉本商事	500	1,770.00	885,000	
	因幡電機産業	600	3,680.00	2,208,000	
	インパクト二十一	200	1,820.00	364,000	
	ドトールコーヒー	800	1,984.00	1,587,200	
	ミスミグループ本社	2,100	1,906.00	4,002,600	
	タキヒヨー	1,000	527.00	527,000	
	スズケン	2,500	3,930.00	9,825,000	
	ジェコス	1,100	677.00	744,700	
	ローソン	2,300	3,930.00	9,039,000	
	サンエー	200	3,590.00	718,000	
	カワチ薬品	500	3,070.00	1,535,000	
	エービーシー・マート	700	2,560.00	1,792,000	
	アスクル	800	2,105.00	1,684,000	
	ゲオ	12	197,000.00	2,364,000	
	ポイント	700	5,610.00	3,927,000	
	くらコーポレーション	1	232,000.00	232,000	
	キャンドウ	5	102,000.00	510,000	
	パル	100	3,990.00	399,000	
	エディオン	2,900	1,427.00	4,138,300	
	サーラコーポレーション	500	580.00	290,000	
	パルス	5	82,300.00	411,500	
	あみやき亭	1	295,000.00	295,000	
	日本レストランシステム	200	3,820.00	764,000	
	三越	16,000	529.00	8,464,000	
	ハニーズ	510	4,450.00	2,269,500	
	アルペン	400	3,420.00	1,368,000	
	DCM Japanホールディングス	3,400	1,272.00	4,324,800	
	松坂屋ホールディングス	5,000	710.00	3,550,000	
	ブックオフコーポレーション	400	2,035.00	814,000	
	サークルKサンクス	1,500	2,010.00	3,015,000	
	日本調剤	170	3,930.00	668,100	
	コスモス薬品	200	2,730.00	546,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	30,800	3,450.00	106,260,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	ツルハホールディングス	400	4,180.00	1,672,000	
	サンマルクホールディングス	200	8,400.00	1,680,000	
	はるやま商事	600	1,102.00	661,200	
	カップ・クリエイト	600	1,703.00	1,021,800	
	セイジョー	200	2,250.00	450,000	
	ライトオン	400	3,520.00	1,408,000	
	ジーンズメイト	400	1,004.00	401,600	
	良品計画	800	7,940.00	6,352,000	
	三城	1,100	1,905.00	2,095,500	
	コナカ	600	1,466.00	879,600	
	ポスフル	1,700	469.00	797,300	
	コジマ	1,200	1,065.00	1,278,000	
	コーナン商事	800	1,147.00	917,600	
	ワタミ	1,000	1,500.00	1,500,000	
	ドン・キホーテ	1,100	2,120.00	2,332,000	
	メガネトップ	200	1,798.00	359,600	
	西松屋チェーン	1,700	2,095.00	3,561,500	
	ゼンショー	2,300	1,186.00	2,727,800	
	幸楽苑	800	1,103.00	882,400	
	ユニマットライフ	500	1,430.00	715,000	
	ハークスレイ	300	1,770.00	531,000	
	サイゼリヤ	1,000	1,391.00	1,391,000	
	ユナイテッドアローズ	900	1,580.00	1,422,000	
	京都きもの友禅	4	131,000.00	524,000	
	コロワイド	1,500	605.00	907,500	
	壺番屋	200	2,315.00	463,000	
	スギ薬局	1,100	1,945.00	2,139,500	
	ムトウ	2,000	488.00	976,000	
	ファミリーマート	2,400	3,040.00	7,296,000	
	木曽路	900	2,010.00	1,809,000	
	千趣会	1,000	1,076.00	1,076,000	
	タカキュー	500	433.00	216,500	
	ケーヨー	1,700	693.00	1,178,100	
	上新電機	1,000	609.00	609,000	
	ベスト電器	2,000	546.00	1,092,000	
	マルエツ	1,000	474.00	474,000	
	ロイヤルホールディングス	1,400	1,557.00	2,179,800	
	島忠	1,700	3,060.00	5,202,000	
	チヨダ	1,100	2,115.00	2,326,500	
	ライフコーポレーション	700	1,481.00	1,036,700	
	カスミ	1,000	635.00	635,000	
	東急ストア	1,000	641.00	641,000	
	リンガーハット	1,000	1,400.00	1,400,000	
	MrMax	1,200	565.00	678,000	
	AOKIホールディングス	800	2,055.00	1,644,000	
	オークワ	1,000	1,486.00	1,486,000	
	コメリ	1,100	3,370.00	3,707,000	
	青山商事	2,000	3,080.00	6,160,000	
	しまむら	800	12,210.00	9,768,000	
	CFSコーポレーション	500	603.00	301,500	
	高島屋	11,000	1,511.00	16,621,000	
	大丸	8,000	1,240.00	9,920,000	
	丸善	3,000	199.00	597,000	
	松屋	1,200	1,455.00	1,746,000	
	伊勢丹	7,200	1,879.00	13,528,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	阪急百貨店	5,000	918.00	4,590,000	
	丸栄	1,000	200.00	200,000	
	ニッセン	1,700	729.00	1,239,300	
	パルコ	2,200	1,209.00	2,659,800	
	丸井	10,400	1,363.00	14,175,200	
	井筒屋	3,000	122.00	366,000	
	ダイエー	2,100	1,898.00	3,985,800	
	イズミヤ	2,000	818.00	1,636,000	
	イオン	24,600	2,580.00	63,468,000	
	西友	15,000	152.00	2,280,000	
	ユニー	5,000	1,336.00	6,680,000	
	イズミ	1,100	3,890.00	4,279,000	
	東武ストア	1,000	290.00	290,000	
	平和堂	1,400	1,904.00	2,665,600	
	フジ	1,100	1,792.00	1,971,200	
	ヤオコー	300	2,720.00	816,000	
	ゼビオ	700	3,500.00	2,450,000	
	ギガスケーズデンキ	1,200	3,100.00	3,720,000	
	O l y m p i c	1,400	768.00	1,075,200	
	東日カーライフグループ	1,000	347.00	347,000	
	元気寿司	200	1,210.00	242,000	
	ヤマダ電機	3,470	9,410.00	32,652,700	
	アークランドサカモト	500	1,495.00	747,500	
	ニトリ	1,400	4,320.00	6,048,000	
	愛眼	1,400	870.00	1,218,000	
	吉野家ディー・アンド・シー	22	181,000.00	3,982,000	
	マツモトキヨシ	1,400	2,515.00	3,521,000	
	松屋フーズ	400	1,527.00	610,800	
	プレナス	700	2,450.00	1,715,000	
	ミニストップ	600	1,901.00	1,140,600	
	アークス	1,000	1,356.00	1,356,000	
	バロー	1,200	1,491.00	1,789,200	
	大庄	500	1,502.00	751,000	
	ファーストリテイリング	1,600	9,810.00	15,696,000	
	サンドラッグ	1,300	2,400.00	3,120,000	
	ペルーナ	1,000	1,643.00	1,643,000	
	新生銀行	49,000	641.00	31,409,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	391	1,380,000.00	539,580,000	代用有価証券で 15 株 担保差入
	りそなホールディングス	219	316,000.00	69,204,000	
	三井トラスト・ホールディングス	35,000	1,199.00	41,965,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	298	1,170,000.00	348,660,000	
	第四銀行	9,000	452.00	4,068,000	
	北越銀行	5,000	274.00	1,370,000	
	福岡銀行	23,000	858.00	19,734,000	
	西日本シティ銀行	26,000	498.00	12,948,000	
	札幌北洋ホールディングス	11	1,060,000.00	11,660,000	
	千葉銀行	28,000	939.00	26,292,000	
	横浜銀行	52,000	826.00	42,952,000	
	常陽銀行	27,000	619.00	16,713,000	
	群馬銀行	17,000	728.00	12,376,000	
	武蔵野銀行	800	5,670.00	4,536,000	
	千葉興業銀行	1,500	1,658.00	2,487,000	
	関東つくば銀行	1,800	1,144.00	2,059,200	
	東京都民銀行	1,200	4,420.00	5,304,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	九州親和ホールディングス	15,000	109.00	1,635,000	
	七十七銀行	12,000	733.00	8,796,000	
	青森銀行	4,000	442.00	1,768,000	
	秋田銀行	5,000	559.00	2,795,000	
	山形銀行	4,000	594.00	2,376,000	
	岩手銀行	500	6,440.00	3,220,000	
	東邦銀行	5,000	447.00	2,235,000	
	荘内銀行	3,000	348.00	1,044,000	
	東北銀行	3,000	207.00	621,000	
	みちのく銀行	3,000	396.00	1,188,000	
	静岡銀行	23,000	1,153.00	26,519,000	
	十六銀行	9,000	622.00	5,598,000	
	スルガ銀行	7,000	1,306.00	9,142,000	
	八十二銀行	13,000	770.00	10,010,000	
	山梨中央銀行	4,000	744.00	2,976,000	
	大垣共立銀行	8,000	479.00	3,832,000	
	福井銀行	6,000	383.00	2,298,000	
	北國銀行	8,000	471.00	3,768,000	
	清水銀行	200	4,630.00	926,000	
	滋賀銀行	6,000	720.00	4,320,000	
	南都銀行	8,000	538.00	4,304,000	
	百五銀行	7,000	702.00	4,914,000	
	京都銀行	12,000	1,138.00	13,656,000	
	三重銀行	3,000	624.00	1,872,000	
	池田銀行	600	5,460.00	3,276,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	51,000	385.00	19,635,000	
	広島銀行	20,000	643.00	12,860,000	
	山陰合同銀行	4,000	997.00	3,988,000	
	中国銀行	6,000	1,430.00	8,580,000	
	鳥取銀行	2,000	311.00	622,000	
	東京スター銀行	8	360,000.00	2,880,000	
	伊予銀行	9,000	1,092.00	9,828,000	
	百十四銀行	8,000	673.00	5,384,000	
	四国銀行	5,000	444.00	2,220,000	
	阿波銀行	6,000	622.00	3,732,000	
	鹿児島銀行	4,000	785.00	3,140,000	
	大分銀行	3,000	752.00	2,256,000	
	宮崎銀行	3,000	527.00	1,581,000	
	肥後銀行	5,000	741.00	3,705,000	
	佐賀銀行	4,000	418.00	1,672,000	
	十八銀行	5,000	547.00	2,735,000	
	沖縄銀行	500	4,550.00	2,275,000	
	琉球銀行	800	1,927.00	1,541,600	
	住友信託銀行	68,000	1,171.00	79,628,000	
	みずほ信託銀行	69,000	257.00	17,733,000	
	みずほフィナンシャルグループ	457	823,000.00	376,111,000	代用有価証券で 35 株 担保差入
	紀陽ホールディングス	19,000	176.00	3,344,000	
	山口フィナンシャルグループ	7,190	1,480.00	10,641,200	
	長野銀行	2,000	401.00	802,000	
	名古屋銀行	4,000	767.00	3,068,000	
	愛知銀行	200	12,180.00	2,436,000	
	第三銀行	4,000	364.00	1,456,000	
	中京銀行	3,000	315.00	945,000	
	東日本銀行	5,000	447.00	2,235,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	愛媛銀行	4,000	435.00	1,740,000	
	トマト銀行	4,000	238.00	952,000	
	みなと銀行	5,000	215.00	1,075,000	
	京葉銀行	7,000	642.00	4,494,000	
	関西アーバン銀行	6,000	462.00	2,772,000	
	栃木銀行	3,000	714.00	2,142,000	
	北日本銀行	200	5,340.00	1,068,000	
	香川銀行	2,000	687.00	1,374,000	
	東和銀行	6,000	244.00	1,464,000	
	徳島銀行	2,000	693.00	1,386,000	
	福島銀行	9,000	137.00	1,233,000	
	大東銀行	6,000	151.00	906,000	
	大和証券グループ本社	52,000	1,223.00	63,596,000	
	日興コーディアルグループ	35,000	1,302.00	45,570,000	
	野村ホールディングス	71,900	1,867.00	134,237,300	
	新光証券	18,000	396.00	7,128,000	
	みずほインベスターズ証券	17,000	219.00	3,723,000	
	岡三ホールディングス	7,000	737.00	5,159,000	
	コスモ証券	7,000	182.00	1,274,000	
	丸三証券	2,400	1,256.00	3,014,400	
	東洋証券	3,000	455.00	1,365,000	
	三菱UFJ証券	10,000	1,339.00	13,390,000	
	東海東京証券	10,000	505.00	5,050,000	
	光世証券	3,000	167.00	501,000	
	水戸証券	2,000	470.00	940,000	
	いちよし証券	1,400	1,430.00	2,002,000	
	松井証券	5,300	772.00	4,091,600	
	だいこう証券ビジネス	400	1,300.00	520,000	
	マネックス・ビーンズ・ホールディングス	50	85,000.00	4,250,000	
	カブドットコム証券	18	170,000.00	3,060,000	
	極東証券	1,000	987.00	987,000	
	岩井証券	600	1,458.00	874,800	
	小林洋行	400	1,810.00	724,000	
	三井住友海上火災保険	55,000	1,354.00	74,470,000	
	日本興亜損害保険	29,000	901.00	26,129,000	
	損害保険ジャパン	35,000	1,400.00	49,000,000	
	ニッセイ同和損害保険	8,000	680.00	5,440,000	
	あいおい損害保険	19,000	742.00	14,098,000	
	富士火災海上保険	6,000	439.00	2,634,000	
	ミレアホールディングス	33,004	3,830.00	126,405,320	
	T&Dホールディングス	9,500	7,730.00	73,435,000	
	クレディセゾン	6,100	3,680.00	22,448,000	
	オーエムシーカード	2,500	888.00	2,220,000	
	フィデック	2	228,000.00	456,000	
	芙蓉総合リース	600	3,440.00	2,064,000	
	興銀リース	800	2,515.00	2,012,000	
	センチュリー・リーシング・システム	1,100	1,539.00	1,692,900	
	SBIホールディングス	343	34,600.00	11,867,800	
	日本証券金融	3,500	1,275.00	4,462,500	
	大阪証券金融	1,700	424.00	720,800	
	アイフル	2,900	3,360.00	9,744,000	
	ポケットカード	600	685.00	411,000	
	武富士	4,460	3,970.00	17,706,200	
	三洋電機クレジット	700	1,646.00	1,152,200	
	リコーリース	500	2,760.00	1,380,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	クレディア	500	859.00	429,500	
	シンキ	1,400	363.00	508,200	
	イオンクレジットサービス	2,900	1,915.00	5,553,500	
	N I Sグループ	78,100	51.00	3,983,100	
	アコム	3,400	4,340.00	14,756,000	
	三洋信販	990	3,680.00	3,643,200	
	プロミス	3,100	3,660.00	11,346,000	
	ロプロ	3,800	203.00	771,400	
	東京リース	1,100	1,711.00	1,882,100	
	UFJニコス	10,000	415.00	4,150,000	
	ジャックス	4,000	724.00	2,896,000	
	オリエントコーポレーション	23,000	192.00	4,416,000	
	日立キャピタル	1,800	2,020.00	3,636,000	
	セントラルファイナンス	2,000	493.00	986,000	
	オリックス	3,280	27,320.00	89,609,600	
	ダイヤモンドリース	1,300	5,200.00	6,760,000	
	ジャフコ	1,100	4,880.00	5,368,000	
	S F C G	170	18,430.00	3,133,100	
	UFJセントラルリース	500	5,140.00	2,570,000	
	NECリース	300	2,150.00	645,000	
	アゼル	2,000	188.00	376,000	
	日本駐車場開発	81	14,600.00	1,182,600	
	昭栄	1,100	3,210.00	3,531,000	
	パーク24	3,000	1,470.00	4,410,000	
	三井不動産	31,000	2,560.00	79,360,000	
	三菱地所	48,000	2,610.00	125,280,000	
	平和不動産	5,000	655.00	3,275,000	
	東京建物	10,000	1,110.00	11,100,000	
	ダイビル	1,900	1,190.00	2,261,000	
	サンケイビル	1,400	865.00	1,211,000	
	東急不動産	14,000	1,027.00	14,378,000	
	住友不動産	17,000	3,250.00	55,250,000	
	東宝不動産	1,300	585.00	760,500	
	藤和不動産	2,000	528.00	1,056,000	
	大京	6,000	533.00	3,198,000	
	テーオーシー	3,000	542.00	1,626,000	
	東京楽天地	1,000	487.00	487,000	
	レオパレス21	4,300	3,630.00	15,609,000	
	ダイヤモンドシティ	500	4,630.00	2,315,000	
	フジ住宅	900	680.00	612,000	
	空港施設	1,800	607.00	1,092,600	
	アーバンコーポレーション	5,700	1,578.00	8,994,600	
	明和地所	500	1,632.00	816,000	
	住友不動産販売	290	8,450.00	2,450,500	
	ゴールドクレスト	530	5,850.00	3,100,500	
	ジョイント・コーポレーション	900	3,890.00	3,501,000	
	東栄住宅	500	1,815.00	907,500	
	日本エスリード	300	2,805.00	841,500	
	日本綜合地所	900	2,765.00	2,488,500	
	東急リパブル	200	8,040.00	1,608,000	
	飯田産業	400	1,661.00	664,400	
	日神不動産	600	1,598.00	958,800	
	ゼファー	5	268,000.00	1,340,000	
	クリード	5	357,000.00	1,785,000	
	アーネストワン	1,100	1,443.00	1,587,300	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	タカラレーベン	400	1,556.00	622,400	
	パシフィックマネジメント	11	257,000.00	2,827,000	
	サンヨーハウジング名古屋	4	150,000.00	600,000	
	イオンモール	1,100	5,310.00	5,841,000	
	フージャースコーポレーション	7	145,000.00	1,015,000	
	サンシティ	10	64,000.00	640,000	
	創建ホームズ	3	156,000.00	468,000	
	タクトホーム	4	87,300.00	349,200	
	シーズクリエイト	7	60,800.00	425,600	
	リサ・パートナーズ	4	466,000.00	1,864,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	7	943,000.00	6,601,000	
	日本空港ビルデング	2,500	1,215.00	3,037,500	
	日本工営	2,000	287.00	574,000	
	学情	300	1,210.00	363,000	
	スタジオアリス	400	1,565.00	626,000	
	シミック	10	27,610.00	276,100	
	NECフィールディング	600	1,593.00	955,800	
	総合警備保障	2,600	2,120.00	5,512,000	
	カカクコム	3	322,000.00	966,000	
	アイロムホールディングス	22	29,270.00	643,940	
	ルネサンス	300	1,588.00	476,400	
	博報堂DYホールディングス	1,130	6,840.00	7,729,200	
	パシフィックゴルフグループインターナショナル	17	147,000.00	2,499,000	
	テンプスタッフ	7	180,000.00	1,260,000	
	イーピーエス	1	261,000.00	261,000	
	ドリームインキュベータ	2	351,000.00	702,000	
	TAC	900	541.00	486,900	
	ケネディクス	9	487,000.00	4,383,000	
	電通	75	313,000.00	23,475,000	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	15	111,000.00	1,665,000	
	パソナ	6	213,000.00	1,278,000	
	ぴあ	200	1,786.00	357,200	
	イオンファンタジー	100	3,950.00	395,000	
	ネクシィーズ	44	8,850.00	389,400	
	アルプス技研	400	1,345.00	538,000	
	サニックス	1,500	214.00	321,000	
	オリエンタルランド	2,200	6,010.00	13,222,000	
	明光ネットワークジャパン	1,100	574.00	631,400	
	ファルコバイオシステムズ	700	967.00	676,900	
	秀英予備校	100	1,542.00	154,200	
	ラウンドワン	11	372,000.00	4,092,000	
	リゾートトラスト	1,000	3,050.00	3,050,000	
	ビー・エム・エル	400	2,345.00	938,000	
	ワタベウェディング	300	1,643.00	492,900	
	もしもしホットライン	300	4,660.00	1,398,000	
	東急コミュニティー	200	3,380.00	676,000	
	リソー教育	129	7,800.00	1,006,200	
	グッドウィル・グループ	61	79,700.00	4,861,700	
	シチエ	400	1,204.00	481,600	
	ユー・エス・エス	1,080	7,250.00	7,830,000	
	東京個別指導学院	2,100	269.00	564,900	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	3,200	812.00	2,598,400	
	総合メディカル	100	2,560.00	256,000	
	セントラルスポーツ	200	2,670.00	534,000	
	フルキャスト	6	244,000.00	1,464,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	エイチ・アイ・エス	600	2,545.00	1,527,000	
	ベンチャー・リンク	4,300	246.00	1,057,800	
	共立メンテナンス	300	2,440.00	732,000	
	イチネン	900	741.00	666,900	
	建設技術研究所	1,100	655.00	720,500	
	燦ホールディングス	300	1,835.00	550,500	
	東京テアトル	3,000	269.00	807,000	
	吉本興業	900	1,890.00	1,701,000	
	ホリプロ	500	1,170.00	585,000	
	オークネット	300	1,753.00	525,900	
	よみうりランド	1,000	487.00	487,000	
	東京都競馬	6,000	288.00	1,728,000	
	常磐興産	2,000	159.00	318,000	
	カナモト	1,000	725.00	725,000	
	東京ドーム	5,000	467.00	2,335,000	
	東海観光	12,000	30.00	360,000	
	トランス・コスモス	1,100	2,090.00	2,299,000	
	乃村工藝社	1,000	592.00	592,000	
	藤田観光	2,000	847.00	1,694,000	
	近畿日本ツーリスト	2,000	346.00	692,000	
	日本管財	400	2,400.00	960,000	
	セコム	7,900	5,700.00	45,030,000	
	セントラル警備保障	500	1,054.00	527,000	
	メイテック	1,200	3,600.00	4,320,000	
	アサツー ディ・ケイ	1,600	3,560.00	5,696,000	
	応用地質	1,200	1,130.00	1,356,000	
	船井総合研究所	1,100	736.00	809,600	
	進学会	700	740.00	518,000	
	ベネッセコーポレーション	2,700	4,300.00	11,610,000	
	イオンディライト	200	2,150.00	430,000	
	ナック	100	1,994.00	199,400	
	ニチイ学館	800	1,692.00	1,353,600	
	ダイセキ	700	2,850.00	1,995,000	
小計	銘柄数：1,527			14,222,244,000	
	組入時価比率：97.7%			100%	
合計				14,222,244,000	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

株式関連

区分	種 類	（平成18年11月20日現在）			
		契 約 額 等(円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建	347,950,000	-	336,160,000	△11,813,100
合 計		347,950,000	-	336,160,000	△11,813,100

(注) 時価の算定方法

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 18 年 12 月末日現在

I 資産総額	3,975,188,518 円
II 負債総額	77,984,431 円
III 純資産総額 (I - II)	3,897,204,087 円
IV 発行済数量	2,554,731,020 口
V 1 万口当り純資産額 (III/IV)	15,255 円

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成 18 年 12 月末日現在

I 資産総額	18,291,334,352 円
II 負債総額	580,028,320 円
III 純資産総額 (I - II)	17,711,306,032 円
IV 発行済数量	11,802,733,512 口
V 1 万口当り純資産額 (III/IV)	15,006 円

第 5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (H16.11.19~H17.11.21)	1,996,656,088	898,116,542
第2期計算期間 (H17.11.22~H18.11.20)	2,768,758,544	1,133,106,120

(注 1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注 2) 第 1 期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

(参考) 金融商品取引法等の施行に伴う信託約款について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください。（下線部は変更部分を示します。）

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 46 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。



